

平成27年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

---

平成27年9月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 櫻井繁行君     | 10番 | 加 固 豊 治 君 |
| 2番 | 宮 嶋 謙 君   | 11番 | 佐 藤 文 雄 君 |
| 3番 | 設 楽 健 夫 君 | 12番 | 中 根 光 男 君 |
| 4番 | 来 栖 丈 治 君 | 13番 | 鈴 木 良 道 君 |
| 5番 | 川 村 成 二 君 | 14番 | 小座野 定 信 君 |
| 6番 | 岡 崎 勉 君   | 15番 | 矢 口 龍 人 君 |
| 7番 | 田 谷 文 子 君 | 16番 | 藤 井 裕 一 君 |
| 8番 | 古 橋 智 樹 君 |     |           |

---

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

---

出席説明者

|             |           |                   |           |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 市 長         | 坪 井 透 君   | 土 木 部 長           | 渡 辺 泰 二 君 |
| 副 市 長       | 横 瀬 典 生 君 | 会 計 管 理 者         | 君 山 悟 君   |
| 教 育 長       | 大 山 隆 雄 君 | 消 防 長             | 井 坂 沢 守 君 |
| 市 長 公 室 長   | 木 村 義 雄 君 | 教 育 部 長           | 飯 田 泰 寛 君 |
| 総 務 部 長     | 小松塚 隆 雄 君 | 上 下 水 道 部 長       | 田 崎 清 君   |
| 市 民 部 長     | 板 垣 英 明 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 田 忠 君   |
| 保 健 福 祉 部 長 | 金 田 克 彦 君 | 監 査 委 員 会 事 務 局 長 | 槌 田 浩 幸 君 |
| 環 境 経 済 部 長 | 根 本 一 良 君 |                   |           |

---

出席議会事務局職員

|       |     |         |
|-------|-----|---------|
| 議会事務局 | 局 長 | 櫻 井 清   |
| 〃     | 補 佐 | 乾 文 彦   |
| 〃     | 係 長 | 小 池 陽 子 |
| 〃     | 係 長 | 齋 藤 邦 彦 |

---

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (1) 佐 藤 文 雄 議員
- (2) 設 楽 健 夫 議員

(3) 中根光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 設楽健夫 議員

(3) 中根光男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

| 通告順 | 通告者  | 質問主題   |
|-----|------|--|
|     |      | (質問の区分)  |
| (1) | 佐藤文雄 | 1. 原発問題について  |
|     |      | 2. 広域ごみ処理施設建設問題について  |
|     |      | 3. 市民窓口サービスの向上について   |
|     |      | 4. 小中学校における「いじめ問題」について   |
|     |      | 5. 介護保険制度について  |
|     |      | 6. 国民健康保険について  |
|     |      | 7. 水道事業について<br>(ムダな水開発事業の中止を)  |
| (2) | 設楽健夫 | 1. 市政倫理コンプライアンス（法令遵守）について<br>(市長及び特別職の政治倫理条例制定の検討結果、交通違反不祥事の再発防止策、「公金取扱適正化計画」について) |
|     |      | 2. 新市建設計画に基づく合併特例債の起債状況と残された起債総額・今後の計画について   |
|     |      | 3. 今後の公民館活動ーコミュニティ将来計画について<br>(霞ヶ浦地区来年4月の小学校閉校閉鎖・公民館統合閉鎖への不安)                      |
|     |      | 4. 歴史的事業である霞ヶ浦地区小学校統合の慎重な準備作業と施設の今後の利用計画及び千代田地区の小学校統合委員会の開催について                    |
| (3) | 中根光男 | 1. 地方創生の基本方針に対する具体的な取り組みについて   |
|     |      | 2. 生活困窮者の相談状況と対応について   |
|     |      | 3. 手話言語条例の制定について   |
|     |      | 4. メールで産前産後をケアするサービスについて   |
|     |      | 5. 高齢者に自転車事故防止へのステッカー作成、配布について   |

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

よって、市政以外に対する質問は認められないので注意をし、また法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、一部事務組合の事務に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意して質問をすることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

### ○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

安倍政権は、7月15日の衆議院安保特別委員会、16日の衆議院本会で戦争法案の強行採決を行いました。どんな世論調査でも、国民の5割以上が「憲法違反」と批判の声を上げ、国民の8割は「政府は納得のいく説明をしていない」と答えている法案を、数の暴力で強行することは、憲法9条に反するだけでなく、国民主権の大原則に反する許しがたい暴挙であります。日本共産党は断固抗議するとともに、「戦争法案を許さない」という1点で、国会内外の共同を広げに広げ、圧倒的な国民世論で安倍政権を包囲し、戦争法案を必ず廃案に追い込むために、全力を挙げて奮闘するものであります。

8月30日には、違憲立法戦争法案の廃案と安倍政権の退陣を迫る国会10万人、全国100万人大行動が行われ、国会大行動には12万人が参加をいたしました。私もこの集会に参加をいたしまして、大声を上げて反対という廃棄を「戦争反対、9条守れ」の声を上げてきました。全国1,000カ所以上で数十万の人が一斉に行動に立ち上がりました。

水戸市では、総がかり行動の第3弾が取り組まれ、水戸駅北口に4政党6団体の1,000人が参加して集会デモ行進が行われました。リレートークでは、民主党の参議院議員2名が初めて参加し挨拶、ほかにも村上東海村元村長が選任委員会を代表して挨拶し、日本共産党、社民党や新社会党もトークいたしました。平和と憲法の危機に全国津々浦々で世代を超えてこれほどの規模で立ち上がったことは、戦後70年、日本の民主主義が社会に深く根を張り、成長していることの証

明であります。

国民の声を無視して戦争法案をあくまで強行することは、独裁政治にほかなりません。安倍政権をさらに追い込む闘いを大いに広げて、戦争法案を必ず廃案にしようではありませんか。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

#### 1、原発問題について。

川内原発再稼働と東海第2原発の再稼働の動向について、市長の見解を伺います。

九電は、8月11日に鹿児島県薩摩川内市にある川内原発1号機の再稼働を強行しました。安倍政権は再稼働を「事業者の判断」だと言いますが、福島原発事故も収束しない中での再稼働は、政権の「判断」で推進したものであります。国民の安全を置き去りにした原発再稼働は、絶対に許せません。とりわけ川内原発の場合、周辺には過去に大噴火を起こした火山が幾つもあり、最近も近くで火山活動の活発化が言われているのに、「規制基準」はもともと噴火対策の不十分さが専門家からも指摘されているものであります。火山噴火だけではなく、地震や津波などが引き金になって原発が重大事故を引き起こせば、広範な地域で長期にわたって被害が続くことは、福島原発事故で証明済みであります。ところが、住民の避難体制についてまともな計画もないまま、川内原発の場合、鹿児島県と原発がある薩摩川内市の同意だけで再稼働が決まりました。鹿児島県内だけでなく周辺の熊本県や宮崎県内の自治体からも住民説明や住民の同意を求める意見が相次いでいるのに、国も九電もまともに耳を傾けようとしていません。もともと技術的に未完成で、事故の発生を完全に防ぎ切れない原発は運転すべきではありません。事故が起きれば甚大な被害を受ける住民の声にまともに耳を傾けようとせず、再稼働を進めるのは論外です。私は、川内原発の再稼働は直ちに中止すべきだと考えます。また、政府は、原子力規制委員会が認めた原発は再稼働を進めるという方針であります。日本原子力発電は、東海第2原発の安全審査を昨年5月に申請していますが、30キロ圏内に96万人の県民が住んでおり、避難計画の実効性が疑われています。市長の答弁を求めます。

#### 2、広域ごみ処理建設の問題について。

まず第1に、高効率ごみ発電の問題について伺います。

前議会の一般質問で、震台厚生施設組合が新たに建設しようとしている焼却施設は、発電機能を持つことが明らかになりました。そこで何点かお伺いをいたします。

まず第1に、高効率ごみ発電は「環境に優しいか」であります。

環境省は、「高効率ごみ発電施設」の導入推進に向けて、全国の自治体に対して積極的誘導策を図っています。高効率ごみ発電は、発電効率を高めるために廃プラスチックなどの熱効率の高い廃棄物の処理量をいかにふやすかということを目指す施設であります。東京都の廃プラ焼却量の増大によってCO<sub>2</sub>の排出量が大きくふえたという事実があります。当然、高効率ごみ発電を実施すれば、温室効果ガスが増大することは明らかであります。これでは、温室効果ガスの排出量を削減しようとする政府の方針に逆行するのではないのでしょうか。

第2に、ごみ問題の根本解決となるかであります。

ごみ・資源問題において、地球温暖化防止に正面から取り組むならば、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という社会経済のあり方を根本的に転換することこそ必要であります。現状では、多くの自治体が、「ごみをもとでなくす」のではなく、「いかに出たごみを処理するか」という

立場にとどまっているのではないのでしょうか。そうしたもとの、高効率ごみ発電のように、「温暖化防止」を口実にした設備導入が進められようとしております。資源を大切に、ごみ減量・資源化を進める住民の取り組みを支援し、一緒になって前進させていくことこそが自治体の役割だと考えます。

第3に、自治体の財政負担は軽減されるかであります。

新たなごみ処理施設整備には総額で132億円がかかると試算しておりますが、高効率ごみ発電施設建設には、通常の施設より建設費用が高額になる上、維持管理費が高くなることが指摘されています。私は、ごみの減量化と資源化を進めていけば、現有施設である新治地方広域事務組合環境クリーンセンターの改修で十分に対応が可能であり、新たな広域ごみ焼却施設建設は必要ないと考えます。

以上、答弁を求めます。

問2、当市の人口予測とごみ減量化と資源化について、事業系ごみも含めて、伺います。

新施設建設規模については、4市町のごみ焼却量を根拠としておりますが、平成22年度の実績をもとに積算しています。しかし、人口減少社会・少子高齢化という現実があります。また、おこなっている事業系ごみの減量化や資源化への積極的な取り組みが急がれております。当市の現状について、答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について、伺います。

ごみ処理施設にかかわる新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の行政の二重構造についての質問で、市長は「霞台の新施設が稼働する年の平成32年ではなく早くて34年」と答えました。

新治地方広域事務組合は「かすみがうら市、石岡市、土浦市との協定」で、平成31年度までは現状のまま運営するとなっておりますが、これでは一層先が見えないのではないのでしょうか。私は、「正副管理者会議間で十分な協議がなされないままに次のステップに進むのは問題だ」と批判して「行政の二重構造・ダブルスタンダードだ」と指摘しているわけであり、ことしの5月27日の正副管理者会議の会議結果報告書によれば、「現時点では新施設の建設スケジュールなど不明確な部分があるため、それらに関し、ある程度詳細な説明が可能となった時期に、再度管理者会議を開催し、協議を行う」となっており、問題を先送りしている。市長は、新治地方広域事務組合が所有する環境クリーンセンターの今後について、どのように考えているのですか、答弁を求めます。

問4、住民への周知・意見の集約について、つくば市の住民投票の結果にかかわって伺います。

前議会で、私は、あらゆる角度で議論を尽くして、その結果を公表し、その上で「建設の是非は、住民投票で問う」ことも視野に入れるべきだとたどりましたが、市長は「考えていない」と答弁をいたしました。つくば市では、市民が「総合運動公園計画は住民投票で決めよう」と直接請求運動に取り組み、その結果、8月2日には住民投票が実施され、反対が8割を超え、事実上白紙撤回となりました。

7月26日、霞台厚生施設組合の「講演会」が行われましたが、そこに参加した小美玉市のある区長さんは「初めて聞く話だ」と語っていました。4市町の多くの住民に情報が伝わっておりません。「建設ありき」で強引に進めることは住民不在と言えます。今後の広報と意見集約、つくば市の住民投票の結果について、市長の答弁を求めます。

3、市民窓口サービスの向上について、伺います。

ワンストップ窓口、いわゆる総合窓口の設置について、伺います。

自治体は、役所内の窓口を1本化する総合窓口を導入して、市民にワン・ストップ・サービスを提供する取り組みがふえております。この総合窓口を、札幌総合情報センター主任研究員は「住民をたらい回しせず、自治体の窓口で行われる各種証明書の発行や届け出などの手続を、1カ所で住民が行政サービスを行える窓口」と定義しています。当市は2町合併で「2庁方式」をとっており、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎で部署が分かれております。そのため、市民からは「不便だ。何とかしてくれ」との声が多く寄せられております。当市でも、「総合窓口」が設置できないか、市長の答弁を求めます。

4、小中学校における「いじめ問題」について伺います。

最近のいじめ問題による自殺問題について、教育長の見解と当市の対応策を伺います。

岩手県矢巾町の中学校男子生徒がみずから命を絶った事件で、同中学校は「いじめが自殺の原因」とする調査報告書をまとめました。学校側は、6件のいじめがあったことを認めましたが、「当時はいじめという認識を持っていなかった」と言います。なぜ生徒の訴えが受けとめられず、対応がなされなかったのかなど、肝心な点は曖昧です。このような事件を二度と起こさないために、徹底して真相を究明して教訓を酌み取ることが必要だと考えますが、教育長の答弁を求めます。

5、介護保険制度について。

問1、介護保険料の減免制度について伺います。

当市では、第6期介護保険料を大幅に引き上げました。8月には本通知が届けられ余りの額の大きさに怨嗟の声が上がっております。年金が引き下げられる中、高齢者にとっては大変な負担です。県内でも16市町村で独自の保険料の減免を実施していることがわかりました。前議会で「当市でも独自の減免制度をつくるよう」要請しましたが、市長は「検討する」と答弁をいたしました。改めてその後の検討結果について、市長の答弁を求めます。

問2、介護保険の利用料負担問題について伺います。

介護保険制度の改悪で8月から新たな利用者負担が始まります。一定額以上の所得のある高齢者のサービス料の負担が1割から2割に倍増するほか、特別養護老人ホームなどの利用者の負担軽減措置が大幅に縮小されます。いずれも利用者や家族に大きな打撃です。経済的負担の重さに耐えられず、必要な介護サービスを使うことを諦める人たちが、さらに増加する危険が生まれております。当市の現況について答弁を求めます。

6、国民健康保険について。

問1、国民健康保険の都道府県単位化について、伺います。

国保制度が国民皆保険制度の基礎となっているのは、住民に最も身近な行政単位である市町村が運営していることにあります。市町村は、健康や医療に関する要望を的確に捉え、住民の生活実態をもとにした措置をとることができます。現在、後期高齢者医療制度は都道府県ごとに設置された広域連合が保険者となっておりますが、今回の都道府県単位化は、「都道府県が保険者」になることではなく「都道府県と市町村が保険者」になるということであり、そのような意味で「国保の広域化」ではなく、「国保都道府県化」というのが正しい表現と言えます。その概要

について答弁を求めます。

問2、国保税の引き下げについて伺います。

私は、国保税について、国の2015年度、今年度であります、「「保険者支援金」1700億円を活用して引き下げよう」要請してきましたが、市当局は保険給付費の伸びを理由に拒否している。しかし、少なくない自治体でこの支援金を活用して国保税の引き下げを行っています。国保税の改定について市当局は、「平成30年度から国保の都道府県化の動向を見て検討する」としてありますが、都道府県化によって当市の国保税は引き下げとなると考えているのですか、答弁を求めます。

7、水道事業について。

茨城県の水道料金が都道府県で一番高い元凶は、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業などの無駄な水源開発にあります。これらの水源開発を続ける限り水道料金の値上げは避けられません。

そこでお伺いします。

霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画にかかわって、お伺いします。

2009年3月、那珂川水系5漁協が原告となって提訴した霞ヶ浦導水差し止め裁判は、5年9カ月の長きにわたる裁判闘争の結果、結審し、7月17日、水戸地方裁判所で原告らの訴えを退ける判決が言い渡されました。原告団は「導水事業で那珂川の漁業資源が損なわれるという私たちの漁業者の主張を受け入れなかった水戸地裁の不当判決に、私たちは慢心の怒りを込めて抗議する。そして、この判決が事業を推進する国とともに、歴史によって裁かれる日が必ず来ることを私たちは確信する。那珂川は、先祖代々にわたり栃木・茨城の流域に恵みをもたらしてくれる母なる川であり、この豊かな川を子々孫々まで変わらない姿勢で残したいという思いが私たちの原動力である。こうした私たちの思いは、広く市民の共感を得ており、今後もより一層の支援が広がっていくことであろう。私たちは、不当判決に負けることなく、最後の勝利まで闘い抜く決意である」と声明を出しました。私は、この判決は「漁業者を無視して進められる何の利益もない無駄な公共事業を司法が追認したもので、水戸地裁は無駄な事業から内水面漁業を守ろうという勇気の一片もないことが明らかになった」と思います。今回の判決について、市長の見解を伺います。

霞ヶ浦導水事業は、総事業費1900億円、その76.3%、1450億円を使いながら、工事は32%しか進んでおらず、一体どこまで事業費が膨らむと市は認識しているのですか。ご答弁を求めます。

また、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業ができたとして、その水を使い切れるのですか。当市の水道事業計画では、どのようになっているのか、伺います。

問2、水道料金の引き下げについて、伺います。

水道料金の引き下げについては、昨日、岡崎議員の一般質問で、市長は「12月の第4回定例会に提案する」と答弁。内容については、「料金体系をこれまで10立方から0立方を基本水量として、使用した水量ごとの従量制に移行、全体として利用者の負担軽減を図る」ということでもあります。

最終的な煮詰めはまだのようですが、私としては歓迎したいと思います。しかし、「減収分を一般会計からの補助金に頼ることなく、経営の健全化で対応する」と言いますが、私は、これでは大幅な引き下げとはならないと思いますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、原発の再稼働と東海第2原発の動向についてお答えをいたします。

福島第1原発事故から4年5カ月が経過いたしました。国は廃炉に向けまして国内外の英知を集結して、総力を挙げて取り組んでいることと存じます。

また、代替エネルギーとして期待をされております再生可能エネルギーの普及につきましては、太陽光発電設備を中心に加速化しております。自然エネルギーによる電力供給は増加傾向となっておりますが、一方では、発電コストの割高や送電線の問題、不安定な電力供給など、課題が多いのも事実でございます。

ご質問の川内原発の再稼働及び東海第2原発の動向についてであります。川内原発においては、原子力規制委員会の新規規制基準をクリアし、さらに地元自治体であります薩摩川内市及び市議会並びに鹿児島県及び県議会の同意を得られたことから、再稼働に至った経緯と把握しているところであります。地域の実情を踏まえての判断と理解をいたしております。

東海第2原発においても、現在、原子力規制委員会で審査中であります。合格ということになれば、福島第1原発事故の教訓を踏まえ、国がさらなる原子力施設の安全確保に最優先で取り組むことになると思います。

ご質問のありました、茨城県の広域避難計画につきましては、UPZ30キロ圏内の約96万人の避難計画をつくるということで、県では、県内の市町村に44万人、県外に52万人という割り当て案に基づき、非常に大変な調整に取り組んでいるところであります。

本市は、ひたちなか市の避難先として割り当てられておまして、避難元はもとより、同じ避難先とされている近隣の市町村と連携しつつ、県の調整状況を注視してまいりたいと考えております。

次、2点目、広域ごみ処理施設建設問題についての1番、高効率ごみ発電について及び2番、本市の人口予測とごみの減量化・資源化については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政の質問にお答えをいたします。

まず、新治地方広域事務組合の規約に定められましたごみ処理に係る共同処理する事務は、ごみ処理施設の設置及び管理に関すること。ごみ処理に関することとされており、「現存する施設に関連する施設の設置、管理及び地域のごみ処理」を行うこととしております。

一方で、霞台厚生施設組合では、共同処理する事務は、ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整、ごみ処理広域化に係る計画に基づく施設の建設及び附帯事務であり、広域化に係る検討事務と広域化施設の建設事務等を担当することであり、ごみ処理等は重複して実施しているわけではございません。



現在、霞台厚生施設組合において、地域のごみ処理体制を検討する資料として、3市1町によります新しい枠組みでのごみ処理計画、基本構想を策定しているところでございます。その中において、新施設竣工に向けた諸準備態勢、ごみ処理方法等がまとめられていくことになります。

新治地方広域事務組合においては、構成市それぞれの考えや計画があります。5月27日に行われました管理者会議におきまして、協定期間満了までの組合事務については現状どおり運営をしていくこととし、その後の運営については、現時点では新施設の建設スケジュールなど不明確な部分があるため、それらに関し、ある程度詳細な説明が可能となった時期に、再度管理者会議を開催して、協議を行うことで確認をしているところであります。

私は、市長としての立場、また組合管理者としての立場、それぞれの立場がありますことをご理解をいただきたいと思えます。

次、2点目、4番、つくば市の住民投票の結果にかかわる市民への周知・意見の集約についてのご質問にお答えをいたします。

これまで議会等において、市民に対して十分に公開していくことが求められておりますことから、市民の皆様方に対しまして、市のホームページへの掲載はもとより、4月に2回、上期の各戸配布、下期には広報誌により、さらに5月の区長会総会において、霞台厚生施設組合への加入と広域化による建設についてお知らせしてきたところでございます。

また、霞台厚生施設組合においては、7月23日と8月7日の2回に分けて、小美玉地区と石岡地区の建設予定地の地元住民を対象にしまして説明会を開催し、さらに市民の意見の集約、意見を広く聞くため、現在、管内構成市町の住民向けのアンケート調査を実施しているところでございます。

議員もご出席いただいておりますが、7月26日には、小美玉市の美野里公民館におきまして「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題とした講演会が開催されておきまして、10月には、建設予定地の近隣住民を対象に、先進地のひたちなか東海クリーンセンターへの視察、加えて基本構想の中間報告会を全住民を対象として実施をする予定となっております。また、来年1月には、基本構想のパブリックコメントが予定をされておきまして、構成市管内の全住民から意見をいただくものでございます。

議員ご指摘のとおり、市民への周知・意見の集約は行政にとって重要なことでございます。今後とも市民への周知、情報の提供につきまして、霞台厚生施設組合と情報を共有しながら発信して、市民の皆様にご理解をいただきながら進めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目、ワンストップ窓口の設置についてお答えをいたします。

住民票等の各証明書発行や住民異動・戸籍業務につきましては、千代田窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所にてそれぞれ業務を行っております。

また、本市は、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎での分庁舎となっております関係で、それぞれの庁舎にない窓口がございますので、市民課では各課からの事務の委任を受けまして業務を代行することによりまして、市民の皆様にご不便をおかけしないように、できる限り、ワンストップサービスの実施に努めているところでございます。

しかし、多様化し、専門的知識が求められる事務もありまして、お客様にご迷惑がかからない

ような対応を心がけているところであります。

今後は、窓口サービスにおきましても、他の自治体を参考にしながら、今後とも市民サービスの向上を目指していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、4点目、小中学校におけます「いじめ問題」については、教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目、介護保険制度における1番、介護保険料の減免制度についてのご質問にお答えいたします。

第2回定例会でもお答えをいたしましたとおり、本市独自の減免制度はございませんが、今般の介護保険法の一部改正に伴いまして、今年度から、第1号保険料の所得段階が第1段階に該当する方の保険料について、軽減を図ったところであります。市独自の減免等につきましては、さらなる介護保険法の一部改正による減免措置も予定されているところでもありまして、近隣市町村の状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目、2番、介護保険の利用者負担問題については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目、国民保険税についての1番、都道府県単位化についてお答えをいたします。

国民健康保険の都道府県化につきましては、平成27年第1回定例会で佐藤議員のご質問に、平成27年第2回定例会で古橋議員のご質問にお答えをしておりますが、平成26年度内に成立を目指しておりました、改正国保関連法案につきまして、審議日程がずれ込んで、平成27年5月27日に成立をし、制度の大枠が示されました。具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの事業納付金の決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施します。

また、市町村は、保険料の徴収、資格の管理・保険給付の決定、保険事業など、きめ細かな事業を引き続き担うこととなっているところであります。しかし、事業納付金の算定方法や標準保険料率の設定など、細かな部分は引き続き協議されることとなっており、そのための茨城県市町村国保広域化等連携会議が8月7日に開催をされました。連携会議は、茨城県、茨城県国保連合会、市町村による協議を専門的かつ集中的に行うため、国保事業費納付金算定検討部会、標準保険料率等算定検討部会、市町村国保事務の標準化検討部会、標準事務処理システム検討部会の4つの部会を設置いたしました。今後は、各部会において、担当者による協議が行われ、その結果を連携会議に諮り、最終的に決定されるものと思われまます。

次に、6点目、2番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

前回第2回定例会でご質問にお答えしておりますが、国の保険者支援金を活用した保険税の引き下げにつきましては、4月の被保険者数をもとに算出をいたしますと、1人当たり約2,000円の影響額が減額できる額になります。

しかし、平成26年度の保険給付費の決定額は33億2445万6000円で、平成25年度の保険給付費の決定額から1億700万円増額となり、前年対比では3.3%の伸びとなっております。この保険給付費の増額分を被保険者数で割ると、1人当たり8,300円となり、一般会計から赤字分を繰り入れしている状況ですので、現段階で保険税を下げる方向での見直しは難しいものと考えております。

また、平成30年度からの国民健康保険の都道府県化による保険税賦課方式や標準保険料率が早

期に決定されるようであれば、決定した時点で保険税についての検討をしてみたいと考えております。

次に、7点目、水道事業についての1番、霞ヶ浦導水事業と当市の水道事業計画のかかわりについてでございますが、ことし7月18日、水戸地方裁判所において霞ヶ浦導水事業に関する判決が出されたところであります。

今回の判決は、那珂川流域の漁協の方々が漁業権が侵されるとして、那珂川取水口の建設の差し止めを国に求めたものでございましたが、裁判所の判決は原告である漁協の請求を棄却したものであったと新聞報道で承知をしているところでございます。

原告側は、霞ヶ浦の水質改善や都市用水需要など事業の公益性についても訴えを起しておりますが、地裁は国側の主張した事業の公益性、公共性の必要性を認めるものであります。

原告側は控訴する方針と聞いておりますが、私といたしましては、国側が主張していました霞ヶ浦導水事業により霞ヶ浦の水質浄化が促進されることや都市用水の確保のためには本事業が必要との判断がなされておりますので、国においても適切に対処いただけるものと考えております。

詳細につきましては、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

次に、7点目、2番、水道料金の値下げについてお答えいたします。

水道料金の値下げにつきましては、今定例会におきまして、岡崎議員より同様の趣旨の質問をいただき答弁を申し上げているところでございます。

上下水道部には、水道料金の改定に向けまして、平成26年度決算と新しい会計制度を踏まえた投資と財政見通しを検討するよう指示しているところでございます。第4回定例市議会への提案を目標に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

ご質問、4点目、最近の「いじめ」による自殺問題についてのご質問にお答えいたします。

最近「いじめ」による自殺が連続して起きることについて、痛恨のきわみであると感じているところでございます。

「いじめ」は、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が身心の苦痛を感じているものをいうと一般的に理解されています。

私は、誰であれ「いじめ」をする側の行為はもちろん、痛みを受けることも絶対にあってはならないことと認識しております。起きてしまったからの対応ではなく、いかにして未然防止を図っていくかが最重要課題として捉えているわけでありまして、議会の同意をいただき、その具体策として今年度から取り組んでいるところであります。

今回の岩手県矢巾町で起きた中学校の事故報告書によると、自殺した生徒が、いじめられ死を考えていることを必死の思いで生活記録ノートを通して訴えていたとのこと。にもかかわらず、担任が相談することもなく一人で抱え込んでしまい、迅速かつ有効な手だてがとられず、生

徒がみずからの命を絶つという悲惨な結果を招いてしまったと報告されています。

連続して起きている「いじめ」による自殺事件を踏まえて、本市としましては、いじめかなと少しでも疑いがあれば、直ちに全教職員で情報を共有し、児童生徒の命を最優先に考えて、速やかに取り組む態勢がとれるよう努めていきたいと考えております。

次に、本市のいじめの認知件数は、平成24年度は小学校22件、中学校8件、平成25年度は小学校22件、中学校12件、平成26年度は小学校15件、中学校9件、平成27年度は小学校、現在のところ2件、中学校2件、1学期現在であります。

認知したものについては、各学校が組織的かつ迅速に対応し、解消してきております。解消後も、経過を観察したり、定期的に調査をしたりしています。特に、市内各学校では一人一人の児童生徒の変化に適切に対応できるように、先ほども述べましたが、担任を含めて全教職員で目配りをし、情報の共有を図るとともに、家庭との連携に心がけながら、児童生徒の実態把握に取り組んでいるところであります。

また、本年度から、条例の策定に伴い、NPO法人CAPいばらきによる「いじめ防止プログラム（子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム）」を、小学校4年生の児童と保護者、中学校1年生の生徒と保護者、教員を対象に実施し、保護者を含めた対策を行っているところであります。

そのほかにも、各小中学校から「いじめ事案の概要及び指導・助言に関する報告書」を毎月提出してもらい、各学校の実態を把握し、必要に応じ指導室による指導助言を行っております。

今後も、各学校と連携を密にし、いじめが発生した場合は、適切な対応ができる体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、1番、高効率ごみ発電の問題についての質問にお答えいたします。

国における循環型社会形成推進基本法においては、循環型社会の姿を明確に示すとともに、処理の優先順位といたしまして、まず発生抑制、再使用、再生利用、続いて熱回収、最後に適正処分という順位で位置づけをしております。したがって、再生利用できないごみに関しましては、焼却し効率的な熱回収を進め、発電を行っていくことは循環型社会における1つの重要な手段であると考えられます。

このようなことから、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設事業のメニューに該当するものでございます。

地球温暖化対策の環境面においては、CO<sub>2</sub>はごみを燃焼することにより発生しますので、処理するごみ量によってCO<sub>2</sub>の排出量が決まっております。発電システムを導入し、積極的に発電を行うことにより商業電力を使用しないこととなり、結果的に火力発電所から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減に大きく寄与することができます。

また、7月26日の「私たちの将来のごみ処理を考える」を演題とした講演会では、バッチ運転、

準連続運転に比べると、広域化により24時間の全連続運転を1カ月から2カ月程度の期間、運転を継続することから燃焼が安定し、なおかつ炉の立ち上げ等においても化石燃料の使用量が少なくなり、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながり、さらに排気ガスの処理が安定するというお話がありました。

このようなことから、広域化を図ることにより、より効率的な熱エネルギーの回収を行うことが可能であります。さらに、施設運営においても、発電により財政面におけるメリットも考えられるところでございます。

今後さらにごみ減量化、リサイクルの推進を行い、市民、企業の皆様のご協力のもと循環型社会の形成を目指してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、2番、当市の人口予測とごみ減量化と資源化について問うの質問にお答えいたします。

本年3月に策定した、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画において、人口予測は、平成31年度において25年度比で1,714人、3.9%減少し、4万2066人に、さらに41年度には5,144人、11.7%減少し、3万8636人となる見込みでございます。

次に、ごみの減量化と資源化への取り組みについてお答えいたします。

平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、以来3Rの理念を広く市民や事業所に推進させるため、広報誌、ホームページはもとより、新治広域事務組合とも連携を図り、わかりやすい情報の発信に心がけるとともに、出前講座を開催、さらには各イベントでのキャンペーン活動により啓発に努めてきたところでございます。

3Rに基づく取り組みといたしましては、「ごみを出さない」、「繰り返し使う」、「再び資源として利用する」という3Rの啓発活動を行い、ごみの資源化・減量化の意識を高くすることが重要であると考えます。

ごみは、家庭から出される「家庭系ごみ」と事業活動により出される「事業系ごみ」に区別されます。

平成25年度時点における本市のごみの総排出量に占める事業系ごみの構成割合は29.9%で、国の29.2%、県の26.8%と比較しますと高い値となっております。

議員のご指摘のとおり、事業所における排出量削減が、ごみ減量の課題となっており、一般廃棄物処理基本計画においても重要な施策の1つとしていただいております。

事業系ごみにつきましては、景気にも影響されますが、事業者に対しまして、排出者としての責任を自覚してもらい、排出抑制・減量化、資源化を積極的に取り組むよう協力を求めてまいります。

また、資源化を含めたごみのさらなる減量化には、市民一人一人の発生抑制や資源の再生利用に向けた意識啓発の取り組みが重要であるため、より一層進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんの5点目、2番の「介護保険の利用者負担問題」についてのご質問にお答えをいたします。

平成27年8月の制度改正に伴い、特定入所者介護サービス費、これは食費と部屋代のことでございますが、支給対象者の条件が変わりました。当市におきましては、負担限度額更新対象者は6月10日抽出時におきまして451名おりました、7月31日の時点で更新の申請のあった件数は314名でございました。うち、負担限度額決定者は300名で、却下者14名でありました。なお、申請のなかった137名の方につきましては、申請条件の変更により非該当になることから申請がなかったものと推測をしております。

新たに、加わりました新要件としましては、資産要件でございますが、預貯金等が一定額以下としまして、配偶者のいる方は合計で2000万、配偶者のいない方は1000万円であります。

また、同じく8月の制度改正により、65歳以上、第1号者の被保険者でございますが、一定所得以上の方は介護保険サービスを利用したときの自己負担が2割となっております。

当市の被保険者で2割負担となった方の状況としましては、8月19日現在で96名で、うち介護度別では要支援1の方が5名、要支援2の方が10名、要介護1の方で18名、要介護2の方で17名、要介護3の方で19名、要介護4の方で14名、要介護5の方で13名となっております。

2割負担となる方は、本人の合計所得金額が160万以上の方となります。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなり、該当者は1,616名となっております。

以上です。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

○上下水道部長（田崎 清君）

「霞ヶ浦導水事業について、当市の事業計画にかかわって問う。」についてお答えいたします。

昨年8月に、国土交通省において霞ヶ浦導水事業の継続が正式決定されておりますが、工事そのものは進捗していない状況にあると承知しております。当初の目標年度としては、平成27年度でありましたが、検証後すぐに工事を再開したとしても完成まで約7年を要すると言われておりますので、今後見直しが図られるものと考えております。

事業の継続が決定されてはおりますが、まだ、工事完成の見通しが示されておきませんので、総事業費がどの程度となるかは国の直轄事業であることから承知しておらないところでございます。

工事完成までに当初見込みより事業費が膨らんだ場合、当市水道事業についても完成時の総事業費の中で減価償却分の費用負担を県中央水道料金の算定の中で考慮されるものと思っております。事業の進捗状況を注視していきたいと考えているところでございます。

千代田地区は県西用水から受水しております。八ッ場ダム事業ができた場合、これまで以上の受水量の確保が可能となりますが、将来の水需要の伸びが期待できませんので、現状維持を考えているところでございます。

霞ヶ浦地区につきましては、霞ヶ浦導水事業ができた場合、協定水量を安定水源として確保さ

れることとなりますが、千代田地区と同様に将来の水需要の伸びが期待できませんので、協定水量につきましても、見直し要望を視野に入れながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、原発の問題についてです。

田中委員長は、これは規制委員会の委員長です。「絶対安全ということは申し上げませんし、事故ゼロだということは申し上げられません。」というふうに言っているんです。一方で、安倍晋三首相は、2014年9月22日、コロンビア大学の講演で、「完全に安全を確保しない限り、原発を動かさないということにしております。」と述べている。また、今の経産省の宮沢洋一氏は「現地を訪れて、万一事故が起きたら国が責任を持って対処するから」というふうに言っているんです。

事業者任せというふうに一方でやって、絶対に安全を確保しなきゃやらないと言いながら、事故が起きたら国が責任を持つ、矛盾していると思いませんか。実際には、そういう意味では住民に対して責任を持ってない。共産党の笠井 亮議員が8月7日に衆議院予算委員会で追及しましたが、その周辺自治体が求めた説明会、これもしないと、これも九電が個々に説明していると、開催に応じないで九電任せ。最近も菅官房長官が「再稼働は九電の判断」というふうに言い放ったんですよ。再稼働を推進しながら責任はとろうとしない、こういう政権の姿勢が問われているというふうに私は思うんです。

4年前のあの東日本大震災の事故、地震で、福島第1原発が被害を受けて放射性物質がまき散らされたということで、今でも原発周辺だけでなく、広範な地域で住民が住めない状態が続いているわけでありまして。私も、たまたま実家に、宮城であります。福島を通過して高速道路が全面開通したということで、線量計を持ちながら通過しました。楡葉町なんかでは、まだ通過している線量計、車の中でだって1.4マイクロシーベルトですよ。そして、周りを見るとフレコンバッグがみっちりですよ。あれだけ事故が起きたらどうしようもない。こういう中で、原発事故の原因が解明されていないんですよ。

ですから、この方が一、事故が起きたら国が責任を持つというのは、こういう発言は、新たな安全神話だと思いませんか、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間、休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

安全神話のあった原発は、4年5カ月前に福島でああいった事故を起こしたことは、本当に地元福島はもちろんでありますけれども、国民にとってまさに未曾有の被害に遭った土地、大変な被害となったわけであります。

今度はまた新たなその安全神話をつくっているんじゃないかという、そういったご指摘であります。私はやっぱり何にもかえて、この原発につきましては、もう安全が最優先という考え方の中で進めなければならないというふうに、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

安全が最優先といっても、実際には国が責任持たないわけでしょう。最終的に事故が起きたら責任持つなんてとんでもないじゃないですか。安全に責任を持っていないということです。それで、再稼働がいいのかということなんです。これはきっぱりと再稼働をやめるべきだという態度が市長はとるべきですよ。

国際原子力機関が、8月31日に福島原発事故は安全と思込み、これが主因だと、主な原因だというふうに最終報告をやったんです。だから、新たな安全神話を今、振りまいて、全国の原発でその再稼働の動きを進めるというのは、これはもってのほかだと、これは警鐘を鳴らしていると同じだと思うんですよ。

お聞きしますけれども、運転すれば核のごみが出るでしょう。どうですか。この核のごみについてはどういうふうに考えていますか、答弁、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

佐藤議員に申し上げます。

ただいまの発言は一般質問の範囲を超えているかと思います、発言を。

○11番（佐藤文雄君）

ちょっと、議長、どういう理解しているの。東海第2原発だってあれだけの廃棄物の問題を今どういうふうに行っているかということで問題になっているじゃないですか。

○議長（藤井裕一君）

はい、それはわかります。

○11番（佐藤文雄君）

すぐ近くのことですよ。このまま再稼働すれば、どうなんだということを言って、核のごみの問題が言われているんじゃないですか。そのことに対して答えられないということはおかしいでしょうと言っているんですよ。答える能力がないということですか。あなたもそういうふう、の立場なんですか。それを言っているんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）



核のごみにつきましては、人類の大変大きな課題だというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

一応、そのぐらいの程度だというふうに思いますが、いずれにしても、この事態は深刻な事態になりますから、やはり自然再生エネルギーに転換していくというふうな方向を目指すというふうにやっていけば、日本も、世界も本当に安心というふうになってくると思うんです。

次にいきます。

ごみの問題であります、ごみを燃やす際に出る熱を利用して発電を行う、こういうごみ発電というのは、発電効率は平均で10%程度とされているんです。

そこでお聞きしますが、今、石炭や天然ガスなどを燃やす火力発電所の発電効率は何パーセントですか、環境部長。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今、把握してございません。以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことも実際に火力発電の問題を話したでしょう。商業用発電にかわるものだというふうに話したじゃないですか、40%ですよ。高効率ごみ発電の施設は発電効率20%以上というふうに言われているんですが、これは相当なもので、世界的にも最高水準の技術レベルが要求されていると言われる。

実際には、高い発電効率とともに売電が前提ということでもありますので、さらにその性能指針が細かく決められているから、これを条件をクリアすることは、高効率のいわゆる交付金、循環型社会形成推進交付金の交付要件というのはかなり厳しいというふうに思うんですが、この点についてはどうお考えですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

循環型社会形成推進交付金の内容でございますけれども、佐藤議員のご質問にストレートではないかもしれませんが、発電効率によって2分の1と3分の1というような交付金の交付割合がございます。また、その焼却炉の大きさによって、その回収率というのもまちまちに設定されているところでございます。1,000トンから1,400トンに際しますと、2分の1の補助金ですと24.5%の回収率、3分の1であれば20.5%、そのほかいろいろ要件はございますけれども、こういう形になっております。

当市が広域で進める処理の容量といたしましては、200から300の間ということで、2分の1ですと19%、3分の1ですと回収率15%というような規定があると思います。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、この回収率そのものが大きければ循環型社会形成交付金の交付率が2分の1というふうになるかもしれませんが、こうなるとどういう問題が起きるかというのと、とにかくごみを燃やすということに専念するぐらいになってしまうんです。きのうも宮嶋議員がそのごみの減量化、これ、目標どうするんだというふうに言いましたが、なかなかごみのゼロのほうには現実と数字が合わない。ごみをどんどん減らそうと思えば、今度は発電できなくなる。こういうことになるんじゃないかなというふうに思うんです。

この前、講演があったときに、今治のクリーンセンターですか、四国のね、そこは発電効率が20%だというふうになっておりまして、2分の1の交付金をもらうというようなことを言っておりました。

実際には、私、あのときに質問をしたんですが、高効率のごみ発電をやろうとすると、火力を強くしなきゃいけない。ですから、廃プラやプラスチック、これも燃やすという方向になってくるといふふうに思うんです。日本廃棄物コンサルタント協会技術部会というのは、ごみの発熱量に最も大きく作用するのはプラスチック類の樹脂類であるが、これらは容器包装リサイクル法に基づき、多くの容器包装プラスチック類は分別収集されている。そのため、ごみ処理施設における高効率廃棄物の発電の検討は、容器リサイクル法との整合性、そのほか、ごみの質、ライフサイクルのアセスメント、施設整備状況、こういう地域の特性を考慮した上で検討するというふうに指摘しているんです。

つまり、自治体が高効率ごみ発電を導入するとすると、高いカロリー、火力を維持するために、こういうことが求められちゃうわけです。従来実施している資源の回収のための分別をやめちゃう。容器リサイクル法によるリサイクルをしないということになるとは思います、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

実際、広域の関係で交付金を受けるといふ、そういう方向で考えますと、やはりその中では、きのうから出ておりますけれども、3Rの関係で3Rを前提としてどのような処理をするか、どのようなリサイクルをするか、さらに焼却灰が出ても、焼却灰からまたさらに資源化するというような、循環型社会形成の地域計画をつくりまして、それが認められて、初めて交付金を受けられるということですので、その審査についても、当然、ごみの減量化とか、そういうものについても厳しい指摘があろうかと思えます。

また、プラスチックのリサイクルの関係でございますけれども、官民一体となったリサイクルの体系の法律だと思いますけれども、その中身を見ますと、ちょっと緩いような感じがしますけれども、努力する義務みたいなものを、強制的ではない部分があるかと思えます。

また、循環型の基本法においても、その再生とか再資源化というものについても、一部または全部というようなことで、これについても、全部と言い切るのなかなか法律は難しいと思いま

すけれども、一部から全部ということでかなりの幅があるかと思えます。

また、リサイクル法についても、強制ではないような形がございます。ただ、業者については、罰則とか、そういう規定はありますけれども、市町村とか消費者については、努力義務的なものがございます。

そういう中で、プラスチックを燃す燃さないかの議論でございますけれども、これについては、今後、霞台厚生施設組合の中で基本計画または中期計画の中で慎重に決定されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

講演やった荒井さんにも、私、聞いたでしょう。東京都は分別してあるんだ、プラスチックはね。結果的に燃やしちゃったでしょう。そういうふうに答えましたね。あなたも、今、3Rを前提にして、そういう資源化できないものについて、最後の4番目の順序でごみの発電のために、いわゆるサーマルリサイクルをするというふうに言っているんです。プラスチックのことについては検討しますじゃ、もう燃やすことになってしまう。そうすれば、石油製品でしょう、プラスチックというのは。ということはCO<sub>2</sub>でしょう、同じじゃないですか。ですから、ごみをいかに減らすか、そして資源化するか、こちらのほうに徹底的に力を入れるということが求められているんじゃないですか。

あなたの答弁は長過ぎるからさ、同じことを繰り返すから、答弁はいいです。

ですから、今言ったように、そのリサイクルの中での最終的にプラスチックを燃やすということになっちゃうと問題なんじゃないかということが、まず1つ目なんです。

それから、今言った日本廃棄物コンサルタントの技術部会の論文で、高効率発電を行う施設を整備するためには、より高温、高圧の蒸気利用が一般的である。このため、施設整備、運営に係る経費は、一般的に通常の熱回収施設よりも高くなる。このため、間接的に住民の負担が高くなることに対する理解が必要と言えると、通常の施設よりも高効率ごみ発電の建設費用が高額になる上に維持管理費も高くなるということを指摘しているんです。

さらに、最近では蒸気の高温、高圧化が進むとともに、ボイラーや過熱機の材質改良などが工夫されて、より効率の高い発電の導入が進んでいるけれども、逆にこれだけ、そうすると大変な建設費と維持費が増大すると、こういう二面性を持っているというんです。

ですから、循環型社会形成交付金の交付率が上がれば、自治体の負担が高くなるというのは短絡過ぎると思いますが、これについてはどうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

交付率の2分の1、3分の1、ございますけれども、2分の1については、先ほどの回収率のほかに、その他、今ちょっと詳しくはわかりませんが、その他の災害時の拠点となるか、火を絶やさないように頑丈につくるとかというコスト的に上がるような部分はございます。

ただ、その2分の1、3分の1については、これもまた今後、比較されてどちらをとるかということがあるかと思います。

先ほどと同じようにプラスチックを燃やすことと、また2分の1、3分の1にするについては、組合のほうで今後協議されると思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

荒井さんが、この講演の中で、私が、前にも、トン当たりの建設費、ひたちなか東海は、いわゆる燃やすごみ量のトン当たり6000万円だというふうに言っていました。ところが、荒井さんは、三、四年前だと4000万円弱としか言えないというふうに言ったんです。ちょうど東海がそうですね。4000万と6000万の違い。もうこれで2000万違うんですよ。実際にこの6000万という数字、データはあるんですか。それは、部長は理解していますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

トンの6000万というのは、検討会とかそういう中で出てきた数字でございまして、詳細に幾らの発注額でそれを割り返して6000万というように算出したというような、その分子分母たるものは把握しておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それで、実際にこの地域計画なるものを今つくろうとしておりますが、実をいうと、この前、講演した全国清掃会議の方ですよね、全国清掃会議というのは、スポンサーが廃棄物処理メーカーなどのメーカーやコンサル会社、こういうところが賛助会員になっているんです。それはご存じですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

佐藤議員からのご指摘については、そういうことは把握してございません。

そういうことはわかりませんでした。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わからないということですが、これ、調べますと、今回、地域計画をつくるエイト、日本技術会議、これはその協賛団体に入っているんです。ところが、あと2つ、国際航業と一般環境という名称のコンサルがありました。これは入っていないんです。ですから、もうこの段階で談合して

いるのと同じなんです。だって、その協賛団体に入っていないんだ。国際航業はでかい土木関係をやっておりますからね。そういうことであります。

それと同時に、この協賛団体の中にこれまで公取から指摘されていた5社がしっかり入っている。日立造船を初め、タクマ、JFEエンジニアリング、これが入っているんです。日立造船は霞台厚生施設をつくりましたね、環境クリーンセンター。それから、新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターも日立造船ですよ、入っているんですね。

それで、お聞きしますが、ひたちなか東海の入札については、どこが入札をしたかわかっていますか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

確認しておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実は、ここはDBO方式という公設民営という、そんなやり方なんです。荒井さんも公設民営を言ったでしょう。あの新しい施設。今治クリーンセンター、このように言っていましたが、公設民営なんです。そして、この入札方式は総合評価方式なんです。このとき、ひたちなか東海は株式会社荏原製作所と株式会社タクマ、それぞれを代表するグループで入札をして、最終的にこのタクマグループが落札をして、落札者として選定されたということなんですよ。

また、調べると、この荏原製作所と、タクマはもう当然ですが、荏原製作所も、この今言った全国清掃会議の協賛団体に入っているということがわかったんです。それと同時に、前回、私、指摘しましたよね。なぜ、ごみ発電を一生懸命になってやるのか。これは国が応援している、循環型社会形成交付金を使え使えといって、ごみ発電して、発電量を多くすれば、交付金を高くするよと言いながら、そうすると逆に価格がアップする。そして、維持管理もアップする。アップ、アップですよ、自治体にとっては。

そこで、この新エネルギー財団、2008年3月にこの財団の廃棄物発電委員会というのがあるんです。この発電委員会、ご存じないでしょうから、お話ししますが、荏原エンジニアリングサービス、三井造船、日立造船、タクマ、JFE環境ソリューションなど、この廃棄物処理施設メーカーが参加している。こういう中身になって廃棄物発電システムの導入に促進なさいという提言を出している。前回、私、言ったでしょう、そういう要望を出しているよと。こういうメーカーの中で、荏原と今、ひたちなか東海では、荏原グループとタクマグループで入札をした、もう官製談合に近いというふうに、私なんかは感じます。

そういう意味で、この高効率廃棄物の発電という問題については、やはりこのような価格の問題で負担すると同時に、ごみの減量化、資源化、これに反するというふうに私は思うんですが、総合的に今話しして、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

地域計画等においては、やはり3Rを基準として、それで3Rでできなかったものは、燃やしてエネルギー回収をする。また、灰においても、金属とかスラグとか、そういうものがまた資源で出てるというようなことで、そういう仕組みの中で今回の処理施設を設置するというような形だと思います。

また、佐藤議員さんのほうから協会の仕組みとか、そういうものを詳しく伺ったような気がしますけれども、そういう中で、先ほど申しましたように、循環型社会形成の既往法等、またはリサイクル法についてもかなりな、自分の感想、感覚ですけれども、緩いものも感じられますので、できれば法律を直さなければ、裏の、先ほどの裏ではないと思いますけれども、業界の仕組み等に対して対応できないのであれば、その法律をきちんと制定していただかなければどうしようもないような気がいたします。

そういう中で、いいですか。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

同じような繰り返しはやらない。

いずれにしても、次、移ります。

新治地方広域組合と霞台の施設の二重構造の問題ですが、31年度以降はどうするかということについて、私は、今話したように全然先が見えていないというふうに言ったわけです。先が見えていると思いますか。見えていないんでしょう、31年で。34年まで先送りになったわけでしょう。これについては答えてないですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

霞台の稼働予定が今お話がありましたように、新治のクリーンセンターの契約期限と一致しておりません。そういう中で、その間につきましては、協議をして新しい施設に移行していくと、そういったことで合意はしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

同じ繰り返しになるんですが、結果的に先が見えていないと。私は、あそこを25年でお払い箱にするというのは、これは異常だと思いますよ。あの施設を解体することになると、大変な費用がかかるんですよ。これは全て、その関係市町村に、関係組合の機関に負担がかかるということになるわけですよ。これは真剣になって議論をしなければならぬと思うんですが、そういう議論、いわゆる長寿命化の問題についても議論していないし、何にも議論しないでいるように思いますが、何かそういう広域化の問題とか、そういう解散における問題、財産処分についての話は、議論はされたことありますか、一回でも。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

もし解散になれば、一般的な例から言えば、それぞれ構成自治体が責任を持ってそれを処理する、そのようなことになるというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

話したことがございますかと、議論したことはありますかと言ったんですよ。一回も議論していないんですかと聞いているんです。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

詳細については、議論はしておりませんが、基本的にはそのようなことを、それぞれ慣例の中でお互いにそういったことは合意しているものというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

時間が迫ってるのでちょっと1つだけ。もう一つ、宮嶋前市長が、平成25年2月15日に、出張復命書の中に、2月15日ですね。単独で対応を視野に入れるべきであると。土浦との連絡は今後の課題だというふうになっておりまして、部長も判こを押していますね。当時の石川副市長も判こを押していますが。この単独での対応を視野に入れるべきであるということについて、何らかの動きをなされましたか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今の佐藤議員からのご質問でございますけれども、私の報告文書の中で宮嶋市長から単独の対応を視野に入れるべきである、また土浦との連携は今後の課題というような指示がございました。そういう中で、当時の副市長さんと協議をいたしました。記憶ではございますけれども、土浦市のほうに副市長が確認してくれたものがございます。

その中には、土浦市においては、当時、消防の合併問題が1つと、またごみ処理については、土浦市は単独で長寿命化の計画を進めている時期でありました。そういう中で、副市長さんのほうからは、まずは土浦のほうは消防の合併を先に仕事としては行いますというようなことがありました。副市長からは、土浦市は単独でごみ処理計画を計画していますし、これは新治を含めた処理を土浦清掃センターで計画しているというようなのが1つでございました。

また、石岡市、茨城町、小美玉においては、広域処理を目指すということで、これを考えますと、新治広域については、土浦市が抜け、また石岡市が抜けるということで、このままでは新治広域を単独で当市が運営するようなことになり、大変厳しい状況になるということが予想されるため、引き続き、広域検討会にも参加するように指示がありました。大変懸命なご指示をいただ

いたと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

市長の上に副市長がいるんですか、あなたは、市長の命を受けて単独を考えなさいと、視野に入れるべきだと言われたんでしょう。それよりも副市長、当時の、の話を受け入れていた。で、単独については全く考えなかったということになるわけですね。そういう意味では、あなた自身はこの前も指摘しましたが、公務員法違反に問われても仕方がないというふうに私は思います。

いずれにしても、あなたがまた答弁すると長々になるから、時間がありませんので、次に移ります。

霞台厚生施設組合の正副管理者会議が開かれたというふうに、この前、宮嶋議員の報告がありました。この前の全員協議会では、この中に全く管理者会議が開かれているという報告はありませんでした。なぜですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

開かれたのは事実でございます。その報告につきまして、詳細はわかりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

正副管理者会議は、いつ開かれたんですか。開かれたんでしょう、だって、宮嶋議員のこういうふうにごみ処理すれば、茨城、美野里の環境クリーンセンターのごみ処理は何とかできるよという話をしたっていうわけですから、それ、いつですか。そのほかにも何か議論になりませんでしたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

日にちについては、後ほど、また調べてお答えしますが、開かれましたのは事実でございます。

その中で、現在の状況等の報告がございまして、その確認をされておりました。そういう中で、宮嶋議員の前の提案を、私は約束しておりましたので、お伝えをいたしまして、そのことについても協議をいただきまして、その結果につきましては、昨日の答弁のとおりでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実は、今泉市長と話し合う機会があったんです。そしたら、管理者会議で話し合いをするというふうにおっしゃっていたんです。その中身は、まず、私は、3Rを推進するという立場だということのようなことを語っていたんです。それと同時に、荒井さんの講演、7月26日にされた講演につ



いては、1週間前にその中身が知らされたというようなことまで語っていたわけです。ですから、こういう3Rを中心にした議論をされたと思うんですが、その記憶ございませんか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

管理者会議の日程につきましては、8月19日でございました。そういう中で、それと3Rの取り組みというような話も出ておりましたし、さまざまな意見交換がされたというふうに記憶をいたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういう意味では、この報告もまだ未完成だということになります。これ、きちんと報告をするようにしてもらいたいと思います。どういうふうに3Rについて議論になったのか、そのこともついてきちんと報告をしてもらうということが必要だと思います。

実際に、今、牛久でも、つくば市でも焼却炉の延命化を図っております。こういう単独であれ何であれ、宮嶋議員がおっしゃったように、私たちの施設がどう大切にきちんと使えて長持ちさせるか、この3施設を訪問した私たちのグループは、一番、環境クリーンセンターが、維持管理がすばらしいと言っているんですよ。これだけ立派な管理運営をやっているところ、これはないというふうに言われているわけです。そういうのをお払い箱にするというのは、絶対にやめなければいけないというふうに私は思います。再検討する考えはございませんね、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前にもお答えしましたように、新治広域を維持するということは、結果としてはかすみぐらが単独で維持することになるわけでありまして、非常にランニングコストの面から、コストの面からも大変高くつくというようなことの中で、市民負担もふえるわけでありますから、今回、私は全体的な判断の中で、前にお話ししましたように、霞台厚生組合のほうに加入することを決断した経緯でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

後で、ここで議論しても時間がもったいないので、とにかくこのごみ焼却施設建設を考える市民連絡会というのを私たち、立ち上げました、茨城町の人たちもね。それから、小美玉、そして石岡、かすみぐらということで、団体のメンバーも加盟をするということになって、12日にはごみ弁連の弁護士で坂本博之さんが学習講演会を開くというふうにしております。市民レベルでこのような問題に取り組む決意であります。

いずれにしても、その建設の是非は住民投票で問えというような運動に、私は取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから次に、総合窓口の件なんですけど、非常に問題なのは、難しいものだと専門的な知識が必要だと、なかなかうまく回らないというようなことをおっしゃったと思うんです。ところが、難しくなかったってたらいい回しされるという自治体が、実際に起きていたというふうなことなんです。

ある方が、ぼやを起こして、大したことなかったんですが、消防職員から罹災証明書を提出するようにと言われて、翌日、提出をしたら、市役所に行くようにというので千代田庁舎に行って、そこには環境保全課の窓口があった、で、受付は霞ヶ浦庁舎しかできませんと言われてたんですよ。とんでもないでしょう。だって、そこには、簡単な申請書でしょう。それから、ごみの廃棄物と一緒に持っていくような中身なんですよ。それで、わざわざ霞ヶ浦庁舎に行って、で、書類をもらったつもりで、もらったらしいんです。そのまま環境クリーンセンターに行ったら、書類不備だというわけ。でも、環境クリーンセンターは、きちんとそのごみを、廃棄物処理してくれたと、非常にありがたいと思ったけれども、その後、また環境保全課に行ったら、担当者がいなくて、渡す書類を渡せなかった、こんな話なんですよ。結果的に、何回も行ったり来たり、こんなのが専門的知識が要りますか。

ですから、どこでも今これだけの情報交換をしている社会の中で、自治体がそれに対応できないというのは問題だと。だから、総合窓口をつくれと言ったんですよ、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

佐藤議員の今のご質問にお答えします。

今の件につきまして、私なりにちょっと調べさせていただいたところ、今の環境保全課のほうから渡す減免券という話だと思うんですが、そちらについては、千代田庁舎のほうでも委任業務として取り扱っております。ただ千代田庁舎の場合は、申請を受けて、それから環境保全課のほうに回して、その結果、また千代田庁舎のほうに返ってきたものを渡すと、これは千代田庁舎でも、今の方の近くの中央出張所でも変わらない手続をしております。ただ、今回の場合、たまたまその方が火事の廃材を積んでこられたということもありまして、本来ですと、そのクリーンセンターでも引き受けられるごみと引き受けられないごみがございまして、一般廃棄物以外の瓦とかブロック等については引き受けられないこともありまして、一度、環境保全課のほうで、ごみについては現地のほうを確認させていただいた上で、減免券を発行しているという流れになっております。

今回も、そういった既にごみを積んできてしまったという事情がありましたので、それでは、環境保全課のほうに行ってくださいという話になって、環境保全課のほうでは、本来、家のほうを確認するわけなんですけど、荷物を積んできているということがありましたので、そのまま家の確認は省略して減免券を渡したという流れになっております。

なるべく市長が申しましたように、市民課が窓口となってワンストップのサービスを心がけるようにはしております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いろいろ言っているけれども、きちんと対応できていないということでしょう。今、別な廃棄できないような物まで持っていったというような話ししているけれども、ちゃんと丁寧な説明すればいいじゃないですか、事前に。そんなこともできないのかと、だからみんな怒るんですよ、何やってんだという声がね、そういう厳しい声が出てくると。だから、総合窓口できちんと検討するというふうにして、簡単なものについては、全て連携プレーをとって1カ所で済むようにするというふうにしてください。

それから、時間が迫っております。国保の問題なんです。

これは、保険給付費の問題のこのグラフをつくったんです。療養給付費、それから療養費の高額療養費、全体の保険給付費が幾らなのかというグラフなんです。一番端は、これ、27年の予算なんです。見ますと、それほど大幅には上がっていないんです、下がっている場合もあるし、今回はたまたま3.3%だけれども。こういうふうに大体、1年ごと1年ごと高齢になっていくわけですから、そういう意味ではがたつというかね、いろいろな病気がちになるわけですから、行くわけです。そういう意味では、保険給付費の伸びを理由にして言っちゃうと、医者にかかるなというようなことになってしまうんじゃないですかと言うんですよ。市長はそんなそういう立場ですか、まず。

それと、年金者の人たちは、この被保険者の中でどのくらいの方がおりますか。年金者は今ほとんど年金を減らされているんです。ですから、大変な中で行っているというのが現実なんです。

市長とそれから市民部長、答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、市民の皆様方、ぐあいが悪くなった場合には医者にかかるのは当然でございます。ただし、やっぱり人間にとって一番幸せなことは健康です。そういった健康寿命を延ばしながら元気で活躍できる、そういった社会をつくっているところでありますので、そういった方向につきましては、行政としては頑張っていきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ただいまご質問にありました国保の加入者における年金受給者ですが、人数的には国保の加入者が1万2383人に対して、そのうちの年金所得者は2,082人となっております、全体の16.81%となっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、グラフを示したように大体、前年度と比べてぐっと伸びているところと、また逆に24年度

のように伸びないところがあるわけですよ。でも、27年度予算よりも、今回の決算では少ないわけです。そういうことから考えると、医者にかかるなどというような、そういうような給付費を理由にして、保険料は下げることができませんだなんていうのはやめてほしいと、私は思うんです。

もう一つ、国保の都道府県化によって、保険給付費にかわって国保事業納付金、いわゆる分布金というのが発生しまして、それを納めることになります。この納付金は100%が原則です。当市の収納率は現在90%を割っています。そうすると、100%納付には10%足りなくなります。その場合、どうするんですか、市民部長。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時58分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

事業納付金につきましては、先ほど市長が答弁の中でも申し上げました国保事業納付金算定検討部会にて協議されることとなりますが、その際は市町村の医療費水準、所得水準、年齢構成等を勘案して決定されると思われま。

また、決定された事業納付金を市町村は保険税収入金や国保財政安定化支援事業金、低所得者財政支援のための保険基盤安定繰入金、そして一般会計からの赤字繰入金を活用して事業納付金を納入するものと思われま。できるだけ一般会計からの繰入金はなくす方法での検討が今後されていくかと思いますが、具体的には今後の検討部会の中で協議されていくことと思われま。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、分布金をですね、事業納付金ですね、これ、100%納入、これは義務になるわけでしょう。100%完全に納めなきゃいけないということになりますね、それを確認します。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今のところ、そのように伺っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それで、100%納付をするということになると、今、当市は現状としては収入の率が90%割っていますよね。そして、その10%については今言ったように一般会計からの繰り入れ、もしくは財政安定化基金、こういうものというふうに答えたと思うんですが、実際には一般会計の繰り入れというのが、答弁の中で何かあたかも赤字だと、国保会計が赤字だから一般会計だというふうな発言をしているんですよ。これは間違いだと思うんだよね。

なぜかという、組合健保とかほかの保険と比べて、国保が異常に高いんですよ。所得に対する、または収入に対する負担がやっぱり1割を超えているんです。ですから、そういうところで、一般会計からの繰り入れというのは全国どこでもやっているんですよ。赤字の補填だ、赤字の補填だという感覚がまず問題だというふうに思うんです。

ですから、今回のこの国の支援という1700億円については、それ以外にその次の段取りとしては、幾らぐらい助成するふうになっているのかご存じですか。今、1700億円ですが、その次の段階は幾らだと思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

たしか平成30年度からは3400億ぐらいになると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

そういうことなんです。3400億円というのは、これで1人当たり1万円の財政効果があるというふうに国は言っているんですが、実際に今、一般会計からの繰り入れというのは、全国合わせますと3900億円なんです。ですから、ショートするという可能性があるわけですが、財政支援があったとしても、ですから、やっぱり一番問題はこの国保税が高くなるということになる危険性があるということなんです。ですから、分布金を1割増しで逆に保険料を上げてしまうと、そういうふうな形になってしまう危険性が、私はあると思うんです。

今回のこの措置について、私はこれまで、今現在払える保険にする。つまり100%に近い、例えば95%までにするには、保険料をやっぱり下げていくという、今がチャンスだというふうに思うんです。逆に、今言った県のほうのやり方で決められるとすると、それが押しつけられてしまうという危険性があるんです。ですから、今の現状を守るという点では、収入率を高くすることが必要、ですから、保険料を下げるということが重要だというふうに、私は思うんです。

当市の国保税は、平成20年に後期高齢者医療制度の導入を機に、後期高齢者支援金分をそっくり加算して大幅値上げしたんです。それで、県下一高い国保税になったわけです。そのときの市長は、坪井さんだったんです。議員報酬の引き上げとあわせて、この国保の値上げについて怒りが爆発して、いろいろな運動につながって、翌年、翌々年、平成22年に若干下げましたが、焼け

石に水程度の引き下げだったわけです。それで、その年の7月の市長選挙で坪井さんは、宮嶋さんに負けたということがあって、私はその国保税の引き下げを公約に掲げた宮嶋さんを、勝手連的に支援はしたんですが、逆に、残念ながら宮嶋さんは応益を応能という50対50という、そういうことを強調する余地、所得が少ない、または収入のない固定資産が全くない人にとっては引き上げになった、約45%の人が引き上げになったという、そういう事実があるわけです。

ですから、均等割、いわゆる人頭割です、人頭税ですね。そういう人頭税はやっぱり上げるべきじゃなかったというふうに思うんです。こういう人頭税と言われる均等割額をやっぱり引き下げる措置を今とる必要があるんじゃないかと思いますがいかがですか。どちらでもいいです。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

平成30年度からの県の単価を前に今というお話ですが、政策的な話になってくるかと思うので、それまではちょっと。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

国保税のその所得割、それから資産割、その考え方につきましては、基本的にはやっぱり国等の基準、指導、そういったものに極力従っていくということが一番大事かなというふうに思っています。

また、ただ値下げにつきましては、先ほど申し上げましたように、大変国保の健全財政という面からも非常に厳しいものだというふうに考えております。

そういった点につきましては、ご理解をいただきたいと考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私が言ったのは、その均等割額を引き下げることが必要だということを言ったんですよ。それは、全県を見ると、この均等割額が高いほうで7番目ぐらいになっているんです。ですから、全体的に国保税が高いという現実があるわけです。

そういうことを考えると、やはり一番問題は、住民にとって大事なことは払える保険料、そして安心して使える医療、この2点だと思うんです。これが住民の命を守るという、この自治体の本来の役割、これが今度の国保の都道府県化でできるか、これはやっぱり一番問題だというふうに思います。

時間があと5分しかありませんので、水道の問題だけ、ちょっとだけ入らせていただきます。

当市の水道料金は、全県比較して何番目でしょうか、10立方使った場合と20立方使った場合。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

もとは平成25年度の茨城県の水道というところになります。まず、10立方を使った場合のかすみがうらでございますが、安いほうからして30番目、全体で45ありますが30番目。20立方の場合には、少し上がりまして26番目になります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これがその図なんです、10立方の場合とこれが20立方の場合。実際にかすみがうらは20立方の場合のほうがかなり高いほうになっています。10立方になりますと、これもかなり高いということです。つまり、10立方以下でもかなり高い。

これはなぜかという、10立方以下で生活している人が結構多いんです。つまり10立方メートルの基本料金だとかなり負担があるということです。

そこで質問しますが、10立方以下の世帯というか使用者、全体の何割ぐらいあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

お答えいたします。

こちらの統計につきましては、27年の検針をもとにしました調定件数でございます。3月におきまして、全体で調定件数が、一般用1万4732件に対しまして、件数で5,471件、率にしますと10立方以下のものが37.2%になります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

やっぱりその37%も10立方以下の人が、で、高いということですから、この改善が求められているということで、ゼロ立方から従量制にすると。私はゼロ立方の単価を1,000円とかというふうに、前にそういう案がありましたが、その案では大幅に引き下げにならないと思うんですよ。

お聞きしますが、一般会計からの繰り入れの実績、それから上下水道の公料金対策という交付金があるんですが、これについて簡単に1分以内で説明していただけますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

一般会計からの補助金と公料金対策分についてご説明いたします。

平成27年度につきましては、ルール上の公料金対策分はおよそ2800万円でございます。同額を補助金としていただくということにしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際は今まで、平成17年は1億2000万円だったんです。それがどんどん下げられて2800万円ということになっていますから、やはり必要なのは独立採算ということを強調し過ぎないで、やは

りきちんと住民のために安価な水道料金にするというふうにして一般会計からの繰り入れも考えてください。

以上、終わります。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

入れかえをお願いします。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

設楽健夫でございます。

6月の定例議会に続きまして、一般質問をさせていただきます。一般質問をさせていただきます機会を与えてくださいました市民の皆さん、そして先輩議員の皆様はこの場をかりて御礼を申し上げます。

私も、議員になりましてわずかですが、2005年に霞ヶ浦町と千代田町が合併して10年が経過しています。

これまでの10年間を総括し、合併して何が変わったのか、何が整備されてきているのか、あるいは近隣と比べてどういう状況になっているのかということの総括も必要な時期に入っているかということを思います。

質問に入ります。

1番、市政倫理コンプライアンス（法令遵守）について。

6月に一般質問に対しまして、以下の答弁をいただきました。

「市政に対します市民の信頼に答えていくため、倫理の確立を図ることにつきましては、必要な点かと考えております。」、市長答弁でございます。

平成25年市議会第2回定例会において提案をいたしましたとおり、市長、副市長、教育長を対象とした政治倫理条例については、再度議案を提出するかどうか検討してまいりたいと考えております。職員につきましては、地方公務員法によりまして、服務規律が規定をされておりますが、不祥事の再発防止に向けた取り組みは必要と考えています。適切な手法について検討していきたいというふうに考えております。

また、市民にとって大事な市民の調査請求権、いずれも政治倫理等に違反することを証する資料の提出を求めている点は、土浦市においては、市民100人以上の連署により請求することができます。石岡市においては、選挙権を有する200人以上の連署をもって請求をすることができます。かすみがうら市の市民に今なお与えられていない市民の権利でもあります。茨城県の多くの市町村において、市長及び特別職の政治倫理条例、政治倫理審査会が制定、設置され、信頼され、そして信頼される市政実現への市民の権利が、市民の請求権がうたわれていることは言うまでもありません。周囲の市では既に制定されている市長及び特別職の政治倫理条例は喫緊の課題であるというふうに考えます。

以下、質問します。



①周囲の市では既に制定されている、「市長及び特別職の政治倫理条例の制定」について、前回の一般質問に対して「検討します」の回答でした。検討についての経過と結果について報告をお願いいたします。

また、平成25年当市の第2回定例会の議題にありました、市長等政治倫理条例の制定についての再提出を求めます。

続きまして、②酒気帯び運転等交通法規違反が3件、平成17年、20年、23年と発生しています。これに続いて、再び酒気帯び運転が発生しました。市長並びに関係部局の所見をお願いします。

特に、1) 今回の不祥事原因分析と防止策について説明をお願いします。

2) 今後の6月以降の交通コンプライアンス（法令遵守）の検討結果と体制づくりがどのように進められてきたのか、説明を求めます。

この6月の一般質問の違反不祥事再発防止への答弁を述べます。

①酒気帯び運転に関する懲戒処分の基準については、原則として停職処分、再び同様の違反行為を行った場合は免職処分としていたところですが、再発防止に向けまして処分の厳格化を図るため、平成21年4月1日からは、原則として免職処分、情状を酌量すべき特段の事情がある場合には停職処分とするよう規程の改正を行い厳罰化をしている。このことをもって防止するという事だと思えます。

②なお、公用車使用簿には、交通ルール遵守と運転マナー向上のステッカーを添付します。

③各庁舎、出張所において、安全運転管理者を選任することや、④土浦地区安全運転管理者協会が開催する講習会等の各種行事に参加することにより、交通安全意識の高揚を図っているところでございますというのが答弁でした。

こうした状況の中で、またもや教育委員会職員が道交法違反（酒気帯び運転）で警察に摘発されました。総括を求め、答弁を求めます。

③公金取扱適正化計画、特に4、再発防止に向けた防止計画の総点検をお願いしました。総点検の中間総括をご報告いただきたいと思えます。

その中、6月答弁において、「この適正化計画が2年を経過してさらに適正化、透明性を高める。その公正度を増すという意味で見直すところもやはり必要。先ほど申し上げました実地検査の実施も含め検討します。」との答弁でした。

公金等管理台帳による実地検査、部長の責任の明確化、公金取扱適正化計画の整理された施行規則が必要です。答弁をお願いします。

④同時に、監査事務局であります。公金等取扱適正化計画が実施されている中で、監査事務局としての実施状況及び監査内規作成について、その後の経過報告をお願いいたします。

以上が1番の質問です。

2、新市建設計画に基づく合併特例債の起債状況と残された起債総額、今後の計画について質問をしています。

合併10年のこれまでの総括とこれからの10年間の目標設定の時期に入っている大切なことでもあります。

2005年3月28日、霞ヶ浦町と千代田町が合併して10年が経過しました。新市建設計画では、まちづくり建設事業として3区分12事業、公営企業等への出資、水道施設統合事業を合併特例活用

事業として、合併後10年間の期間の中で整備を進めますとしています。10年間の到達点を整理し、総括を進めるときを迎えています。

質問します。

①2005年3月28日合併、新市建設計画に基づく合併特例債の起債の報告と合併特例債119億円の起債残額の報告を求めます。なお、事業名、事業地、これは合算で結構でございます。事業総額、起債済み合計特例債金額についてよろしくお願ひします。

②事業地が、これは霞ヶ浦区、千代田区がバランスある発展を遂げていく、そのための質問でもあります。事業地が霞ヶ浦地区の合併特例債の起債総額について報告を求めます。同時に、千代田地区の合併特例債の起債総額、その対比についても、あわせて報告をお願いいたします。

③この中で、霞ヶ浦庁舎の旧霞ヶ浦庁舎建設積立金の総額と庁舎建設費用について報告を求めていきます。

平成7年6月、霞ヶ浦庁舎建設基金の設置が行われ開始されました。庁舎建設を前にして両市合併となりましたが、この点についてのご報告をお願いいたします。

④27年度合併特例債起債計画の説明を求めます。

⑤バランスある合併特例債起債計画を求め、今後の計画について説明を求めます。

これは新市建設計画、合併特例債活用予定事業の筆頭事業は、霞ヶ浦町と千代田町を結ぶ幹線道路、跨線橋でした。土浦協同病院のおおつ野への移転により防災救命道路の整備が急がれていると思います。今この道路と協同病院へのアクセス道路の整備は、市と近隣市の緊急の課題に浮上しています。かすみがうら市は整備のかなめともなってきました。これまでの10年間、これからの10年間の道路整備は未来を描いていく上での戦略課題とも考えます。合併特例債事業、霞ヶ浦町と千代田町を結ぶ幹線道路への取り組みについて、取り組みの意思、あるいは今後の取り組みの進め方について、バランスを配慮した取り組みについて答弁を求めます。

3番目に入ります。

今、大事な時期を迎えています今後の公民館活動、コミュニティ将来計画について質問をしていきます。

霞ヶ浦地区においては、来年4月、小学校が統合され、既存の小学校の閉鎖、あるいは公民館の統合閉鎖、そういう話が持ち上がっています。これについての不安が市民の間で大きくなってきております。

これについて、①千代田地区では「新しい地区公民館の形づくり準備委員会」が開催されています。霞ヶ浦地区では「地区公民館統廃合を協議する検討委員会」が開催されています。こうした委員会の重要な審議経過、結果の報告もなされずに、「公共施設等のあり方に関する地域懇談会」が開催され、アンバランスな来春の封鎖を含む施設の統廃合への懸念が広がる霞ヶ浦地区の皆さんの心配は、これは想像を絶するものであります。

施設の統廃合の前に議論されなければならない市の公民館活動、地域コミュニティの基本構想について、簡潔に要点の説明を求めてまいります。

市として、どのようなコミュニティをつくり上げていくのか、そのモデルはあるのか。

合併10年間で、特に地域コミュニティ（公民館活動、社会福祉活動）はどのように整備されてきたのか。今後10年間、どのような戦略を描いていくのか。封鎖除却を前提にした公共施設のあ

り方の前に地域のコミュニティのあり方、基本計画構想が示される必要があります。これは、区長会担当の市長公室の直轄管轄であり、戦略課題とも思われます。説明を求めます。

②これに伴いまして、総務省「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針（平成26年4月）序文記載策定条件の中に「インフラ長寿命化基本計画」及び」という項目があります。また、指針二の（4）に「将来的なまちづくりの視点から検討を行うこと」というくだりがあります。

続いて、第三の五に、総合管理計画の策定に係わる財政措置等について、除却に対する特例債のことかと思えますけれども、この点についての説明を求めます。

また、除却特例債措置申請ありきではなくて、急速に進む少子高齢化社会の将来的なまちづくりの議論が先行されるべきであります。総務省への除却の報告が既になされているのか。あるいは、除却特別措置の申請をしていく、その経過にあるのか。経過及び計画について報告を求めます。

③平成27年3月26日、霞ヶ浦地区公民館の今後のあり方を求める要望書が提出されています。その中の「3 要望内容」に対する見解を求めます。また、地区公民館は、平成28年以降、閉鎖除却されるのでしょうか。閉鎖除却の了解は、いつ、どのように行われたのでしょうか。地区公民館活動施設の確保を求める立場で質問します。報告と見解を求めます。

ここでも「公共施設等のあり方に関する地域懇談会」による施設のあり方が先行しています。その前に、施設がどのような形でこの霞ヶ浦町の10年後をつくり上げていくのかということが討議され整理されていくことが先行するべきものと考えております。

④同じく関係するところで、社会福祉協議会の市地域福祉活動計画、平成26年から29年、市地域活動計画策定委員会において、このような記載があります。「千代田地区は小学校区で地区社協が構成され、霞ヶ浦地区は地区社協が存在しない。地区公民館活動が活発であり、地域福祉との密接な関係にある公共施設（コミュニティや地区公民館等）区域との整合性の検討が望まれる。」と記されています。地域福祉と地域公民館活動の整合性が求められています。このことについて、その後、どのような検討が行われたのか、部局間の調整内容、あるいは今後の方針についてご説明ください。

⑤小学校区で構成され活動が営々と続けられてきた霞ヶ浦地区の公民館の専門部会は、1）体育厚生部、2）教養部、3）産業部、4）生活科学部、5）その他の活動で構成され、活動が続けられてきています。少子高齢化社会が急速に進展している中で、たくさんの人の努力によってこの活動が続けられてきました。こうした活動と先ほど述べました3との連携が喫緊の課題として求められています。

土浦市においては、既に10年前から検討が加えられ、地区のコミュニティは、1）福祉部、2）安全部、3）健康部、4）環境部、5）文化広報部、6）青少年育成部で各地域とも構成されています。社会福祉協議会、あるいはこども福祉課、交通安全母の会、地区体協、生涯学習等と連携をするような体制になってきています。将来、市長のほうからもございましたけれども、合併が見通される近隣の行政に学び検討され反映していくことが必要なのではないでしょうか、見解を求めます。

6 番目に入ります。

高齢化率、霞ヶ浦中、北中学区は33.2%に昨年度達しています。千代田中地区は31.5%です。

下稲吉中地区は18.6%、平均25.8%です。報告書の中に十数年後に35%の高齢化社会が出現するとの記述がありましたが、既に35%に達さんとする地域が存在していることを確認していく必要があると思います。

地域包括センターは、4月に高齢化率が40%に迫っていく霞ヶ浦地区から千代田庁舎保健センターに移動しています。居宅介護体制の整備や高齢者の見守りや通いの場、交流の場づくり、地域の支え合い活動の推進、拠点づくり、こうしたものが喫緊の課題として急務となっています。

霞ヶ浦地区は、小学校区を基本とした公民館が閉鎖され、小学校は4月から封鎖されるのではないかと不安が日増しに高まっています。避難場所も、投票所も、地区公民館もない、ママさんバレー等のスポーツ活動体育館も先行き保証されない地域が霞ヶ浦地区につくられようとしています。来年の4月から、霞ヶ浦地区の小学校のこうした社会教育活動の場は封鎖されるのか、使用が可能なのか、答弁を求めます。

封鎖を前提に、または封鎖の状態での公共施設のあり方に関する懇談会がつけられることは避けるべきだというふうに思います。公共施設のあり方に関する懇談会がこうした状況で続けられるのでしょうか、答弁を求めます。

4、歴史的事業である霞ヶ浦地区小学校統合の慎重な準備作業と施設の今後の利用計画及び千代田地区の小学校統合委員会の招集についてに入ります。

①霞ヶ浦地区の統合小学校の放課後児童クラブ施設を含めた準備状況をお尋ねします。

この点について、1) 放課後児童クラブの南・北小学校ごとの加入申請数及び合計数、2) 私立みなみ保育園の南・北小学校ごとの加入申請数及び合計数、3) 南・北小学校の放課後児童クラブ施設の準備状況、南・北小学校の受け入れ可能人員数、4) 低学年が3時に授業が終了します。高学年は4時に授業が終了します。低学年から高学年に移っていく1時間の待機時間の教育指導内容と担当部門について、どこが担当していくのか。この1時間をどのように子どもたちに対していくのかという点について、説明を求めます。

②霞ヶ浦小学校の閉校に伴う地域の歴史的文献、記念樹、石仏等の保存と地域住民への還元について。

1) 閉校小学校の歴史的・地域的重要文献等の資源の保存計画及び保存計画及び地域還元計画について。

2) 資料館に近い霞ヶ浦地区の小学校に小学校の歴史館を創設することについて、市長の答弁を求めます。

小学校は地域とともに発展をしてきております。そういう中で、さまざまな文化財、そしてさまざまな人がそこに思いを寄せ、記念樹を植え、そしてさまざまなものを小学校に集中している、そういう歴史でもありました。そういう点から、市長の答弁をよろしくお願いします。

③統合小学校の一部を避難場所、投票所、公民館、スポーツ活動等、社会教育等の施設として使用することについて、市長の見解を求めます。

ここでは、具体的に3つ要望してまいります。

これは、牛渡地区公民館と安飾地区公民館は、保育所の閉所後、公民館として新しくつくられてきており、今後も使用可能な公民館であります。この継続使用。

2) 下大津、志士庫地区公民館の継続使用措置、または閉校小学校の施設を使用することにつ

いて、特段の配慮をお願いしたい。お隣の行方地区においても、耐震が小学校、あるいは民間の基準に達していなくても、暫定的にこうした社会教育活動に学校施設を開放していくという、そういう事例もあります。そうしたことを含めて、市長の見解を求めます。

④千代田地区は耐震工事を進め、そして霞ヶ浦地区は統合小学校及び地区公民館の廃止措置がとられてきている。千代田地区の小学校は存続し、霞ヶ浦地区は4月、小学校及び公民館が封鎖されようとしている。整合性に欠けるバランスある市政とは言いがたい異常事態という状態が続いています。

小学校統合計画の市方針について、改めて全市の整合性ある方針の説明を求めます。

また、千代田地区小学校の統合委員会の開催を求めてまいりたいと思います。なぜならば、このことは、霞ヶ浦地区において今討議が進められている公民館活動、あるいは千代田地区において続けられている公民活動においても、今の現状を前提に、アンバランスな現状を前提に進められています。こうした中で、全市的な将来を見据えた将来計画をつくり上げていくことは非常に極めて困難であり、その配慮は相当の努力を要するというふうに思います。そういう中で、このアンバランスな状況、霞ヶ浦地区は統合が進められ、千代田地区は統合が全く進められない。こうした状況を一刻も早く解消し、全市的なバランスある政策をとられていくことを市長に求め、そして市長の答弁をお願い申し上げます。

以上、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、市政倫理コンプライアンスについての1番、政治倫理条例の制定についてと市政倫理コンプライアンスについてのご質問にお答えをいたします。

前回の第2回定例会の答弁と重複をする点がありますが、ご了承をお願いいたします。

市政を預かる身といたしまして、倫理の確立を図ることは、市政に対する市民の信頼に応えることは必要であると認識をいたしております。

政治倫理条例の制定につきましては、各分野部門、さまざまな角度から検討してまいりますので、もう少しお時間をいただきたく、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、1点目、2番、交通法規違反に関連する防止策、今後のコンプライアンスに関する見解についてでございますが、まず、今回の不祥事につきましては、市民の皆様方を初め、関係者の皆様、また議員各位に対する信頼を失墜しましたことに対しまして、責任の重さを痛感しており、まことに申しわけなく心からおわびを申し上げる次第であります。

酒気帯び運転の交通法規違反につきましては、職員に対して全体朝礼での訓示、各種通知等によりまして注意喚起を行ってきたところでございます。それにもかかわらず、このような不祥事を招いてしまったことから、改めて、実効性のある再発防止に努めてまいります。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、1点目、3番、公金適正化計画の点検結果については総務部長から、4番、監査委員事務局としての実査状況については監査委員事務局長から、2点目、合併特例債については市長公室長から、3点目、コミュニティの将来計画についての1番、市の公民館活動、地域コミュニティ基本構想については教育部長から、2番のうち、公共施設等総合管理計画に関する部門は総務部長から、除却に関する地方債については市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、3番、地区公民館に関する質問のうち、霞ヶ浦地区公民館の今後のあり方を求める要望書に対する見解を述べさせていただきます。

霞ヶ浦地区において展開されている地区公民館活動につきましては、その設立当初から長年にわたり、地域の親睦、連帯感を醸成するために、地道な活動が継続をされ、地域コミュニティの希薄化が懸念をされる中、昨今においては、特に貴重な取り組みであり、これまでの活動に對しまして、心から敬意を表するものであります。

このたび要望いただきました霞ヶ浦地区の公民館組織の再編につきましても、地域の実情に応じた検討がなされたものと理解しておりまして、こうした地域が主体となった活動に對しましては、市民協働の観点からも、引き続き支援、連携してまいりたいと考えております。

現在、霞ヶ浦中地区におきましては、事前交流事業が計画をされ、千代田中地区、下稲吉中地区におきましても、今後のあり方について、地域の方々が中心になって検討されておりますが、それぞれの今後の活動についても、これまでに培われたノウハウは、引き続き有効に活かされているものと期待をいたしております。

なお、霞ヶ浦地区の公民館施設につきましては、各地区公民館の役職員を交えた検討の中で、一定の方向性が整理されたものと理解をしております。この経過など詳細につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、4番、地域福祉活動については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目5番、地区公民館について近隣行政に学び、反映していくことへの見解について申し上げます。

ご紹介いただきました土浦市の事例につきましては、地区公民館活動、コミュニティセンター、社会福祉協議会など、中学校区を単位として一体的に配置することは、地域の実情や市民生活を踏まえた施設配置の一つの形として、本市においても参考にすべき事例であると認識をいたしております。

また、さらにさきの先進事例などを見ますと、そうした施設における業務に地域住民みずからが、その主体として関わっている例もあり、地域のことは地域で考え実行するという、市民自治、市民協働の取り組みが進められている自治体もございます。

こうした形態が実現された背景には、いずれにおきましても、相当な時間をかけて地域住民と相互理解を深めながら、形づくられてきたものと察するところでございます。

今後、本市におけます検討におきましても、こうした事例を参考にしながら、地域の実情に応じた施設の配置のあり方を話し合っていきたいと考えておりますが、その動向によっては、地域社会のあり方にも踏み込んだ議論も想定をされますので、幅広い層の考えをお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、6番、閉鎖施設の今後の利用、公共施設のあり方に関する懇談会については総

務部長から、4点目、霞ヶ浦地区小学校統合における施設の利用計画及び千代田地区の小学校統合委員会の開催についての1番のうち、放課後児童クラブの関係については保健福祉部長から、学校での体育時間の教育指導内容については教育部長から、2番、小学校閉校に伴う地域の歴史的文献保存等については教育部長から、歴史館の創設については市民公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、3番、閉校する小学校の一部を避難場所、投票所、スポーツ活動の使用について、及び4番、小学校統合計画の全市の整合性と千代田地区小学校統合委員会の開催について、まず総括としてお答えをいたします。

廃止施設の利活用を考えるに当たりましては、施設ありきではなくて、市民や地域にとって真に必要なことは何かという、まちづくりや市民生活の視点で考えることが基本であるというふうに認識をしております。その中で、必要な行政サービスの拠点としてのあり方について、施設の状態といった物理的な制約を踏まえながら検討してまいります。

そうした検討を重ね、市の公共施設全体について転用などによりまして、引き続き有効活用する施設、売却や貸し付けの対象とする施設、取り壊しを行う施設等を整理していくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員のご質問、1点目、2番の1、今回の不祥事原因分析と防止策についてお答えをいたします。

今回の事案の概要といたしましては、去る7月3日午後10時ごろから2時間程度、1人で土浦市神立町の居酒屋において、生ビールとサワーを飲酒し、その後、運転代行を利用し、土浦市桜町の有料駐車場に自家用車を移動。午前0時30分ごろ、桜町の居酒屋で焼酎水割りを注文し、友人を待っていたが会えず、午前1時ごろ、同店を出店し、駐車場に駐車していた自家用で睡眠をとったところですが、朝、自家用車を運転し、自宅への帰宅途中、午前6時30分ごろに大和町で基準値を超えるアルコールが検知され土浦警察署員に検挙をされたというものでございます。

こうした行為は軽率であり、交通法規に違反したことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為で、公務の信用を著しく失墜させたものであることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び同項第3号の規定による懲戒処分として、停職6カ月としたところでございます。

飲酒した翌日、大丈夫だと思って自動車を運転しても、呼気中のアルコール濃度が基準値を超えれば検挙されることは周知の事実であり、あわせて、アルコールが体内から消えるまでに一定の時間がかかり、飲んだ量やその人の体質などによって違いがあることもよく知られていることと思います。

このことから、防止策といたしまして、飲酒をする際のタクシーや運転代行の利用、飲酒した帰りの家族の迎えやホテルなどへの宿泊、ハンドルキーパー運動の推進を進めるとともに、飲酒した翌日についても、本人の自覚を促すため、注意喚起を図ってまいります。

次に、1点目、2番の2、6月以降の交通コンプライアンスの検討結果と体制づくりについてお答えをいたします。

今回の事態を受けまして、7月13日には、緊急の招集により、市長から部長及び課長等への訓示を行い、全職員に向けては、庁内イントラネットを通じて訓示をいたしました。

さらに、7月6日と7日、また8月4日と5日の全体朝礼においても、再発防止を指示いたしました。

また、8月4日には、部長及び課長等を対象に、土浦警察署の協力をいただきまして、交通安全研修会を開催いたしております。

さらに、全庁的な取り組みといたしまして、所属部署ごとに協議をいただき、飲酒運転撲滅宣言書を作成し、掲示をしているところでございます。

今後とも、認識が薄れることのないよう、年末年始や交通安全運動等の機会を捉えて、継続的に注意喚起をしてまいりたいと考えております。

1点目、3番、公金取扱適正化計画、特に、4再発防止に向けた防止計画の総点検の中間総括、課題と対策についてお答えをいたします。

公金取り扱いの適正化につきましては、前回の一般質問でのご指摘を踏まえ、現在計画の見直しに取り組んでいるところでございます。

改定作業に先立ちまして、去る7月14日と15日に、市任意団体の事務及び会計取扱規程第5条第7号の規定によりまして、団体の会計事務に関する実地検査を実施いたしました。

検査では、平成26年度及び平成27年度任意団体の会計事務のうちから14件を抽出いたしまして、担当課を訪ね現地で検査を行いました。

検査の結果につきましては、通帳及び通帳印、現金出納簿及び関係書類、領収証の控え、公金等管理台帳及び関係書類を照合した結果、会計処理は適正に行われているものと認められましたが、5点の事項について指摘をいたしております。

1点目といたしましては、預金通帳及び通帳印は施錠保管されているものの、同じロッカー等に保管されている事例があったため、別々に厳重に保管するよう対応をされたいこと。

2点目としては、職員ができる限り現金を取り扱わない仕組みへと改善が図られておりましたが、控えのある領収書が使用されているものの、連番が付されていない事例があったため、連番の付されている領収書を使用するように徹底されたいこと。

3点目といたしましては、少数の取り扱い件数の団体で、調定票が作成されていない事例があったことから、件数の多寡を問わず、きちんと書類で上司の決裁を受けて払い出すよう、対応をされたいこと。

4点目としましては、公金管理台帳及びチェック表での課長による検査、主管部長等の報告が四半期ごとの基準を満たしていない等の事例があったため、期限を守って課長による検査及び主管部長等への報告を実施するよう対応をされたいこと。

5点目としましては、団体の幹事等による検査については、多くの課で1年当たり1回は実施はされているものの、それ以外に定期的な検査が実施をされていない事例があったため、中間等の検査を検討されたいことでございます。

以上のような検査結果を踏まえまして、適正化計画においては、公金等取り扱い事務のチェッ



ク表、この例を明示するとともに、公金管理台帳に主管部長等の確認印を求めること、任意団体の事務及び会計取扱規程におきましては、団体の会計事務に関する実地検査について、総務部長の除斥等を考慮しての対応など改正が必要であるというふうに認識をしてございます。

次に、対策についてでございますが、本計画は再発防止を実践していく中で、実効性を高める新たな取り組みや事務執行の効率性を余りに損なう事態の発生、さらには新たな課題などについては、積極的に修正を加え、常に最善の方策を目指しながら不祥事の再発防止に努めることとしております。

そのような方針を踏まえまして、このうち、4再発防止に向けた防止計画については、これまでの取り組み状況を反映いたしまして、継続するもの、さらに改善を行うもの、平成26年度までに未了となったものを整理をいたしまして見直しを進めております。

見直しの進捗状況といたしましては、去る8月27日の部長会議で改定案を提示し協議をしたところでありまして、今後、各部課等の意見を徴しまして、所要の修正を行い庁議で決定をしたいと思いますと考えております。

次に3点目、今後のコミュニティ活動ーコミュニティ将来計画に関するご質問のうち、2番、総務省の公共施設等総合管理計画についてお答えをいたします。

国におきましては、平成25年6月に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針において、インフラの老朽化の進展に対して、「新しく造ることから賢く使うことへ」とし、「施設ありき」ではなく、「真に必要なサービスは何か」という観点からマネジメントを行い、社会資本を効率的・効果的に活用することを示しました。

その後、平成25年11月に関係省庁連絡会議におきまして、「インフラ長寿命化基本計画」が決定をされております。そして、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象とし、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとされました。

さらに、平成26年4月には、総務省から全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」が示されまして、総合管理計画の策定が要請された経過となっております。

この総合管理計画の策定のポイントとしては、単なる維持管理ではなく、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために、将来的なまちづくりの視点から、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などに関する「基本的な考え方」を記載することとされており、さらに、計画を推進するに当たっては、個別の公共施設で提供している行政サービスが、その施設でないと提供できないのかなど、公共施設と行政サービスの関係を十分に留意することとされております。

このようなことから、本市におきましては、公共施設等総合管理計画として、「公共施設等マネジメント基本計画」を平成27年3月に策定し、基本理念として、「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設」を目指すこととしており、基本方針の1つとして、「まちづくりとの連動」を掲げ、市の最上位計画である総合計画を基本とするまちづくりの方向と連動して、施設の再編やインフラ整備を進めることにより、機能的なまちづくりを目指すこととしております。

次に、総務省への報告書の有無というご質問ですが、公共施設等総合管理計画の提出のことと  
思います。

公共施設等総合管理計画につきましては、国から策定するよう地方公共団体への要請はござい  
ましたが、策定した計画の提出や報告が義務づけられているわけではございません。この手続は、  
あくまでも起債の申請に伴い、提出が必要なものでありますので、起債の申請をしていない現状  
では提出はいたしておりません。

次に6番、閉鎖施設の今後の利用、公共施設のあり方に関する懇談会についてお答えをいたし  
ます。

地域ごとの高齢化の実態を初め、地区公民館施設の閉鎖、小学校の廃校といった地域住民の不  
安、またこうした状態で懇談会を続けられるのかというご指摘でございます。

先ほど申し上げました公共施設等マネジメント基本計画におきましては、当面の計画期間を10  
年間とし、個別の具体的な実行計画を策定し推進していくこととしておりまして、以前から計画  
が進んでいる学校規模の適正化など、関連する既存の計画との調整を行いながら方向性を統一し、  
実行計画の円滑な推進を目指すこととしております。

このようなことから、今年度は、特に地域的な施設のあり方について、地域懇談会などを開催  
しながら、市民の皆さんとの話し合いを深め、その方向性を取りまとめていきたいと予定してお  
ります。

また、廃止となる小学校施設などにつきましても、そうした議論を初めとして、今後の利活用  
の方針を整理していくことを予定しておりますが、廃校後の後片づけの期間、次の利活用への移  
行期間、準備期間などがございます。さらに、ご質問にありましたような活動の場といった課題  
もございます。

このようなことから、次の活用策が具体的に動き出すまでの間は、昨日、市長からの答弁にあ  
りましたように、治安などの面で不安を感じることをないよう管理を行うとともに、市民ニーズ  
や施設の状態を踏まえた上で、体育館やグラウンドなどの一部の施設については、当面の間、暫  
定的に利用できるような対応も検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩します。

休 憩 午後 2時33分

---

再 開 午後 2時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員事務局長 榎田浩幸君。

[監査委員事務局長 榎田浩幸君登壇]

○監査委員事務局長（榎田浩幸君）

設楽議員ご質問の前段、「公金取扱適正化計画」における監査委員事務局としての実施状況に

についてお答えをいたします。1点目4番になります。失礼いたしました。

地方自治法第233条の規定に基づき7月に実施されました決算審査におきまして、公金等管理台帳の提出を受け、各担当課における検査状況の確認を実施いたしました。

さらには、市長宛てに届け出ている任意団体事務等届出書の写しの提出を受けまして、現金を取り扱っている団体の経理事務に対して確実に検査がなされているかの確認をいたした次第でございます。

今後につきましては、10月に実施いたします定期監査におきまして、今年度半年分の検査状況の確認をいたしていきたいと考えているところでございます。

以上申し上げましたとおり、議員ご心配いただいている不祥事の防止に向けまして、公金等管理台帳の確認、任意団体事務届出書との整合性の確認、さらには、先ほど総務部長からありましたように、総務部長による実地検査と二重三重の確認体制で取り組んでいる次第でございます。

今後につきましても、定期的に、継続的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問の主な監査内規についてその後の経過報告についてお答えさせていただきます。

現在、監査内規につきましては定めていない状況でございますが、監査委員に実施していただいている監査につきましては、それぞれの監査ごとに、監査委員が実施要領を定め監査を実施している状況でございます。

この実施要領の中には、監査の対象、方法、着眼点、提出する書類など、監査を実施するに当たり重要な事項を定めている次第でございます。

これにより監査委員は、「いかにすれば、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の行政が確保できるか」という、監査委員制度運営の精神に基づきまして監査を実施していただいているところでございます。

また、このような「公正不偏」の態度で監査を実施することにより、「不正を働こうと思った不心得な職員が、不正を働けば必ず発覚するということで、思いとどまる」というように、不正を未然に防止する抑止力としての効果が働くものと認識しているところでございます。

今後におきましても、監査内規にかわり監査要領を定めることにより、効率的な行政運営のための監査、不正を未然に防止するための監査が実施できているものと考えている次第でございます。

最後に、監査基準についての国の最新動向をご報告させていただきます。

監査制度の見直しにつきまして、現在、内閣府から諮問を受けました第31次地方制度調査会で審議されているところでございます。

その1つが監査基準でございます。現在、全国統一の監査の実施、監査の観点や手法を定めたガイドライン、いわゆる監査基準が不存在であります。また、法律上も位置づけがない状況でございます。「監査結果の信憑性を高める」ため、「全国統一の監査基準の必要性及び法的規定」について審議されているところでございます。これが制定されますと、実施細則や運用マニュアルを作成していくこととなりますので、今後ともその動向に注視してまいりたいと考えているところでございます。

監査委員事務局からは、以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、質問の通告に従って答弁をさせていただきます。

まず初めに、2点目、1番、合併以降の新市建設計画に基づく合併特例債の起債実績と借入残額等についてのお答えをいたします。

合併後の起債実績でございますが、平成26年度末現在の借入額の総額は75億5710万円です。主な事業といたしましては、市道2644号線整備事業が13億4630万円、次いで、市道6号線整備事業8億5670万、志筑小学校移転整備事業8億4900万、下稲吉小学校整備事業8億710万となっております。市道及び学校整備事業の借入額のウエイトが大半を占めております。そのほか、石岡斎場や水道施設整備事業、神立駅周辺整備事業や神立停車場線街路整備事業などの普通建設事業が借入総額にも含まれているところでもございます。

利率につきましては、借入先によって差異は生じるものの、0.1%から2%の間で、償還期限は借入額等により15年もしくは20年で契約をしているところでもございます。

また、借入額総額75億5710万円に対し、平成26年度の末償還元金は60億653万円となりますので、元金の2割程度を償還したことになります。

2点目、2番、事業地が霞ヶ浦地区の合併特例債の起債総額についての質問にお答えをいたします。

学校や水道施設等の整備事業に関しましては、複数の事業をまとめて1本で借り入れするケースがあり、事業名から全て霞ヶ浦地区の起債事業を特定するのは困難であるため、明確に判断できる事業のみで答弁をさせていただきます。

市道2644号線整備事業13億4630万、霞ヶ浦庁舎建設事業2億3420万、統合保育所整備事業7480万、小学校環境整備事業1620万、南中学校施設統合環境整備事業7270万、美並小学校施設統合環境整備事業880万の計6事業で、借入総額は17億5300万となっております。

2点目3番、霞ヶ浦庁舎の建設積立金総額と庁舎建設費用についてお答えをいたします。

霞ヶ浦庁舎の庁舎建設基金の総額は10億1484万円で、庁舎建設費用は12億4800万相当でございます。

2点目、4番、平成27年度合併特例債起債計画についてお答えをいたします。

平成27年度の合併特例債計画は、県補助対象事業を中心に、学校統合に伴う環境整備事業や耐震促進事業の4校事業借入予定額が11億1310万円で、あわせて社会資本整備総合交付金等国庫補助事業の神立停車場線街路整備事業及び神立駅周辺整備事業の借入予定額が5億850万円、総額16億2160万円の起債事業計画を予定してございます。

2点目、5番、バランスある合併特例債の今後の起債計画という通告につきましては、現在、事業として位置づけのある計画についてお答えをいたします。

今後の合併特例債起債計画につきましては、学校施設整備事業はおおむね終了を迎えつつあるものの、下稲吉小学校施設整備事業及び南中学校大規模改造事業、美並小学校施設統合環境整備事業は平成28年度での借り入れを予定してございます。また、神立停車場線街路整備事業が平成

29年度まで、神立駅周辺整備事業が平成31年度までと大規模事業の借り入れが今後継続されております。各学校施設整備事業と市中心部のアクセス拠点整備事業のため、均衡ある発展に資する整備計画を進めているところでもございます。

また、新規起債事業計画につきましては、将来負担比率及び実質公債比率を念頭に置きながら、合併特例債という優位性を考慮しながら、できる限り将来に負担を持ち越さない活用と市の独自性を考慮した計画として進めてまいりたいと考えてございます。

3点目、2番、除却特例措置申請の経過及び計画についてお答えをいたします。

公共施設の除却に係る地方債、いわゆる除却債とは、平成26年に特例措置として制度化された地方債でもございます。施設の解体撤去等に伴うもので、例外的に財政負担の軽減、平準化が図られると判断される経費に対し75%充当されるもので、後年度の交付税等財源措置はないものでございます。現在のところ、この債務を活用する計画はございません。

また、従来の方債の考え方は、世代間の公平性を図るための普通建設事業に充てる財源としているために、除却に充てた債務を将来負担とする見解は、市民に対する不公平感を触発する懸念があるかと考えます。しかしながら、公共施設が存在する以上、維持管理費等のランニングコストが発生することも念頭に置きながら、公共施設の最適な配置を計画的に判断してまいりたいと考えております。

続いて、小学校歴史館の創設についての質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、霞ヶ浦地区の小学校につきましては、平成28年4月に統合を予定しており、議員ご指摘の「資料館に近い小学校」、佐賀小学校については、平成27年3月をもって閉校となる予定でもございます。佐賀小学校を含めた6小学校について、閉校後の利用策については、現在、公共施設等総合管理計画推進本部において検討をしております、実行計画を策定する予定となっております。

実行計画は、当然ながら地域住民の要望を勘案しながらも、一方で市全体の基本計画の範疇で決定されることとなろうかと思っております。

統合小学校における保存スペース、保存すべき文献等の質・量の把握、さらには歴史館の運営コストなどを総合的に勘案し決定しなければならないものと考えております。

既存の公共施設のマネジメントに関する計画を策定しているところでもあり、そこで維持管理経費がかさむことが予想される状況の中では、果たして対応可能な点があるのか検討をしたいと思っております。今後はインフラを含めた維持管理経費を相当な予算を割いていかなければならない現状もご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、まず設楽議員の3点目、今後の公民館活動ーコミュニティ将来計画についての中の①番「新しい地区公民館の形づくり準備委員会」に関してお答えをいたします。

新しく始まる2つの地区公民館、こちらは下稲吉中学校区及び千代田中学校区ですが、「新し

い地区公民館の形づくり事業」の中で、地区の有志の方で構成される「新しい地区公民館の形づくり準備委員会」を組織しまして、市民協働や地域コミュニティに関する勉強会、また、現在地区が持っている財産、こちらは人的財産を想定しておりますが、や課題の洗い出しなどを行っていただいております。最終的には、準備委員の皆さんに、次年度の事業計画を企画、提案してもらい、実際に運営をしていただければというふうに考えてもでございます。

一方、霞ヶ浦中学校区につきましては、地区公民館として、長い間、小学校単位の地域のコミュニティ活動をリードしてきた実績があり、それらの活動について今後も守っていかなければならないとは考えておりますが、さらに、中学校単位での新しいコミュニティ活動も同時に進めていきたいというふうに考えております。その事前事業として、今年度は、「新しい地区公民館づくり事業」の中で、6地区での合同歩く会と、閉校となる母校（小学校）の校歌を歌おうという、催しに取り組むよう準備を進めておるところでございます。

地区公民館のキーワードは、市民協働とコミュニティというふうに、考えております。そもそも公民館のコミュニティ活動は、行政が押しつけるものではありませんし、3つの地区公民館が全く同じ事業を展開する必要もございません。教育委員会の基本的な考えを申し上げますと、それぞれが、地区住民の皆さん独自の考えや企画で、地域の特色ある事業を展開していただくということを理想として掲げておるものでございます。

次に、3点目の③番、要望に対する見解については、ただ今、市長から答弁がございました。私からは、「霞ヶ浦地区公民館活動施設の確保」につきまして、経過も含めましてご説明をいたします。

まず、公民館機構の見直しに至った経緯について、改めてご説明させていただきます。

霞ヶ浦地区においてのみ実施をされております、「霞ヶ浦地区6地区の公民館のコミュニティ事業」につきましては、平成23年度、25年度の2回にわたりまして、事業仕分けを受けた経緯がございます。その中で「よい事業ではあるが、霞ヶ浦地区のみで実施していることはいかかなものか。統一性、平等性の面から見て、市内全域で事業展開していくべきではないか」というようなご意見を頂戴いたしました。その意見を踏まえまして、庁議等で協議した結果、千代田地区においても、地区公民館組織を設置し、市内全域において事業展開していく。そして、その活動単位は、近隣市、例えば、これは土浦市を想定しておりますが、を踏まえ中学校区ごとという市の方針を決定いたしました。公民館の諮問機関であります、公民館運営審議会においても、同様の答申をいただいております。そして、この方針につきましては、平成26年3月定例会の際の全員協議会でもご報告をさせていただいております。

それら市の方針に従いまして、霞ヶ浦地区の小学校が統廃合する来年4月には、市内全域で新しい地区公民館活動をスタートできるよう、霞ヶ浦地区においては、小学校区ごとにある6つの地区公民館を霞ヶ浦中学校区の1つに統合する準備を、また、千代田地区においては、千代田中学校区、下稲吉中学校区の2つに地区公民館組織を設置し、事業展開できるよう準備を進めているところでございます。

お尋ねの施設の確保の件ですが、「公共施設のあり方に関する地域懇談会」が今後も開催されますので、地域の皆さんのご意見を参考としながら、市及び教育委員会としての方向性を決定していきたいというふうに考えております。

次に、4点目①番の4)「低学年の1時間の待機時間の教育指導内容と担当部門について」とのご質問にお答えをいたします。

霞ヶ浦地区の統合小学校の登下校につきましては、小学校の統合によって、通学距離や通学時間が長くなり、負担がふえることとなる児童が安全に、また容易に通学をするため、おおむね2キロメートル以上の児童を対象にスクールバスを運行するよう準備を進めているところでございます。

スクールバスの運行に当たっては、朝の登校時1便、夕方の下校時1便としておりまして、学年により下校時間に相違がありますが、低学年だけでの下校を避けることなどを目的として、全学年一斉下校として運行基準を定めました。

ご質問の低学年児童の約1時間の待機時間の対応につきましては、1年生が4日間、2年生が3日間、3年生が2日間ほどあります。高学年の授業が終了するまで、学校の管理下で待機するよう調整を進めているところでございます。

待機時の活動内容につきましては、今後調整を進めてまいります。宿題や読書などの自主学習の取り組みなどを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、4点目の②番、1)「閉校小学校の歴史的・地域的重要文献等の資源の保存計画及び保管計画、地域還元計画について」でございますが、これまでに地域の方々から学校へ、地域の歴史を物語る資料が数多く寄贈をされております。学校では、そうした歴史資料を教材や参考資料として取り扱ってまいりました。現在、平成28年4月の小学校統廃合に向けまして、各学校では、所蔵する物品について整理作業を進めております。ある程度の資料整理が終了した段階で、郷土資料館に調査を依頼し、その結果、保存・伝承の対象となった資料につきましては、郷土資料館で歴史資料として大切に管理し、活用計画を立てていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

#### ○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

#### ○保健福祉部長（金田克彦君）

設楽議員の3点目、4番の地域福祉活動計画と地域公民館活動の質問についてお答えをいたします。

地域福祉活動計画につきましては、市の策定した「市地域福祉計画」に基づきまして、地域福祉を推進する行動計画としまして市の社会福祉協議会が策定したものでございます。

市の計画では、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、自助、共助、公助による地域福祉の推進に努めることとされております。

地域福祉を推進する活動として、市が直接実施する高齢者クラブへの支援事業や、放課後児童クラブ事業及び市社会福祉協議会が実施する地区社協事業やボランティア事業などがございます。また、市から市の社会福祉協議会への委託事業として実施している、地域ケアシステム推進事業や子育てサロン事業等がございます。また、親子のふれあい活動、障害者の交流活動及び高齢者の生きがい活動等を支援しております。

地区社協の組織につきましては、千代田地区にはあり、霞ヶ浦地区にはない状況でございます

が、地域交流事業や高齢者への配食サービスなど、両地区、千代田地区、霞ヶ浦地区でございますが、ともに同様に現在事業は実施をしているところでございます。

また、公民館活動においても、地域での交流や生涯学習活動を実施しており、地域での福祉活動、コミュニティ活動は、地域福祉を推進する上で大変重要なものと考えております。

地域福祉活動の先進地の事例を見ますと、地域住民がかかわりを持って事業を展開するなど地域の実情に応じた検討が必要と理解しているところでございます。

現在、公共施設等総合管理計画、また公民館の組織形成や形態などの検討が図られているところでもあります。また、地域福祉活動は、市で実施する事業や市の社会福祉協議会で行うものなど、さまざまな活動があり、事業の必要性、有効性を踏まえ、地区公民館での活動の必要性や組織形態のあり方などを関係機関と調整を行い、改めて庁内関係部署と協議検討を行うなど、連携を図りながら地域福祉活動の充実につながるよう推進してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、1番、「放課後児童クラブ」の施設を含めた準備状況についてのご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブにつきましては、保護者の就労の多様化などにより、放課後の時間帯に子どもが安心して過ごすことができる場として、学校の余裕教室などを活用し、児童クラブ支援員が遊びや生活の指導などを通して、子どもの健全育成を図ることを目的としてございます。

霞ヶ浦地区の児童クラブの設置状況及び再編計画につきましては、南小学校地区の下大津小、美並小、牛渡小、宍倉小の放課後児童クラブを廃止することから、統合小学校の敷地内施設や近隣施設などを整備し活用をすることとしてございます。北小地区の佐賀小、安飾小、志士庫小の放課後児童クラブは、統合小学校の余裕スペースを整備し活用することとしてございます。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、対象年齢が拡大されるなど、放課後児童クラブへの入会者数につきましては、平成26年8月1日では721名が、平成27年8月1日現在において827名と100名増加していることから、今後、児童数は減少傾向にあります。児童クラブへの入会者数は横ばいか微増すると想定をしているところでございます。

お尋ねの1点目、「放課後児童クラブ」の南北小学校ごとの加入申請数及び合計数についてでございますが、平成27年8月1日現在の放課後児童クラブ入会数は、南小学校区151名でございます。北小学校区99名となっております。

2点目、私立のみなみ保育園の南北小学校ごとの加入申請数及び合計数につきましては、平成28年4月より新規開設する予定であることから、現時点では不透明であります。児童クラブを新規整備する際の補助金申請における予定人数によりますと60名、1クラブ30名程度で2クラブを予定しているというようところでございます。

3点目、南北小学校の「放課後児童クラブ」施設の準備状況、南北小学校の受け入れ可能人数については、南小学校の場合は、第一保育所の余裕教室を活用し、定員50名と定員20名、合わせて70名を予定しております。また、入会申込み状況により、南小学校敷地内のランチルームの一部に、一時的に定員35名から40名程度の1クラブを開設したく、現在、教育委員会と調整検討をしているところでございます。

南小学校敷地内での受け入れにつきましては、一時的にランチルームに1クラブを開設したいと考えておりますが、今後の入会者、利用状況を踏まえ、平成29年度以降は、新たな受け入れ場



所の整備も含め検討をしていきたいと考えております。

なお、南小学校区の入会者数は151名でございますが、入会登録の形態、その形態につきましては、放課後だけの利用のみ、休校日だけの利用のみ、放課後と休校日両方利用する、そういうようなパターンがございます。そういうような使い方が異なることから、入会者全員が利用する日はございませんが、利用状況を見ますと、平成27年7月末現在での1日当たりの最大利用者数は118名であり、第一保育所の余裕教室70名、南小学校のランチルーム35名から40名、仮称でございますが、私立みなみ児童クラブの3施設の受け入れ可能数は165名から170名でありますので、十分確保ができるものと考えております。

また、北小学校の場合は、入会者数90名以上を想定し、敷地内の武道館を改修し120名を整備する予定でございます。

以上でございます。よろしくご理解のほど、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

時間がありませんので、順番を一番最後のを一番最初に持って、再質問ということでもよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

はい、結構です。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。

それでは、ただいま福祉部長のほうからありました放課後児童クラブのことについてから話をさせていただきます。

この件については、統合南小学校だけが放課後児童クラブ、昔の学童クラブの場所がいまだにやはり最終的な整備がされていないという状況があります。過去においても、放課後児童クラブについては、事前に建物をつくるという話も、私も聞いていたんですが、いつからかその話が後景に退いているということが現状の中で起きています。

今の話ですと、子どもたちは151名が申請というふうになっています。私立みなみ保育園が30名の教室が2つということは60名です。半々の人が北から30、南から30というふうに想定しますと、121名の放課後児童クラブの教室を確保していかなければならないという状況になるというふうに思います。南小学校はこれだけのスペースしかないから、あんたの子どもは私立に行ってくれということは、やはり市政としてはやってはならない、そういうものだというふうに自分は理解しています。希望をとってどういうふうな形になっていくのかというところが判断の基準に1つはなると思います。

今の状況では第一保育所が70名、ランチルームが改造して30名から40名となると110名です。これでも10名ほど少ない。これは、市長にご判断をお願いしますけれども、やはり南小学校に児童クラブの建物をきちんと建てていくということが必要かというふうに思います。あんたの子どもはこっち、あんたの子どもはこっち、そういうことは教育上も、なぜ南小学校の子どもたちだけがそういう状況にならなければならないのかということについては、これは絶対に避けなくて

はならないことだというふうに思います。暫定的に今からの時間でどれだけのことができるのかということについては、限りがありますけれども、やはりここは放課後児童クラブの建屋をきちんとやはり建てていくことが必要かと思えます。その場所、あるいは放課後児童クラブの場合の助成金の割合等についてお尋ねしたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時17分

---

再 開 午後 3時19分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんのお尋ねの件につきましては、施設を建設する場合の国からの補助金のことと考えますが、児童館の建設に当たりましては、国が3分の1の助成でございます。市の持ち出しが3分の2というようなことです。

また、児童クラブの場合でございますが、この場合には、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1というような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

建てる場所は確保できる。それで、補助については、3分の1、3分の1、市負担が3分の1ということで大変かというふうには思いますが、やはり霞ヶ浦地区にはそういうような施設はございませんけれども、やはり北小学校は武道館を改装して、放課後児童クラブをつくっている。南小学校についても、やはり放課後児童クラブの施設をつくっていくということに、市としては全力を挙げるべきだというふうに思っています。

その間、暫定的にどういうふうにも子どもたちを収容していくのか、守っていくのかということについては、今後、協議していく必要があるというふうに思いますが、市長のご見解をお伺いしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

南小学校の児童クラブ等の対応につきましては、事情を十分に私も現在把握していますので、少し調べまして前向きに対応させていただきたいと考えております。ご協力、ご指導のほどお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

### ○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。あと7カ月後の出来事でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最初の1番目の政治倫理条例の件につきましては、改めて石岡市の政治倫理条例の前文、第1条について、市政に対する市民の信頼に応え、あわせて市民の市政に対する正しい認識と自覚を喚起し、もって健全なる市政の発展に寄与することを目的とする。市民の調査請求権第6条として、市民は市長等及び議員が第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添え、法第18条に定める選挙権を有する者200人以上の連署とともに文書で市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができるというふうな権利を定めています。ぜひ、かすみがうらの市民にも、やはり近隣の市町村市民に与えられている権利が平らかにやはり、かすみがうら市民にも有するような、そういうような状態をつくっていくことが必要かというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

酒気帯び運転の項目について、少し述べさせていただきます。

先ほど、総務部長のほうから、二度と再び引き起こさないためにということでお話がありました。それで特に、庁舎内にはあるというふうに聞いていますけれども、何点か提案といたしますか指摘といたしますか、させていただきます。

1つは、部課内のアルコールチェッカーの使用の徹底について、この点について、やはり検討をお願いしたい。これは、昨日、飲酒をした者については、やはりアルコールチェッカーでチェックをしていく。運転をする者については、アルコールチェッカーでチェックをして、出た者については運転はさせない。同時に、このことはアルコールチェッカーのチェックをすることによって、個人的に違うアルコール度がどのぐらい下がっていくのか、何時間で下がっていくのかということの勉強にもなりますので、ぜひ活用を徹底していくということで、二度と再びこのようなことが起きないことをお願いしたい。

そして、2つ目に、道路交通法でも定められていますけれども、運転日誌があると思います。それに、アルコールチェックを、これは自己申告でやっているところもありますけれども、アルコールチェックの結果欄を設けて、そして自覚と間違いのないようにということを使っていくことが必要と思います。

3点目に、各庁舎内に道路交通法の施行規則の第9条10項、7つの安全運転管理者の義務ということが述べられていると思います。これは、クロネコヤマトさんにしろ、車を使うところ、あるいは公共的などところにおいては、この安全運転管理者の責務については、徹底してこれを行っていくということに努めているというふうな周りの環境がありますので、この安全運転管理者の道路交通法施行規則第9条の10項、7つの義務について、市が負わなければならないことについては、法定でも定まっていることもありますので、徹底していかれることをお願いしたいというふうに思います。

4点目に、先ほどもありましたけれども、二度と起こさないために安全運転の意識の高揚のために、やはり年間サイクルで忘れないように、で、3年に一度、起きているという状態ですから、それが引き起こらないような体制づくりをぜひ進めていって、そして停職6カ月とか停職1年とか、これ、給料がなくなったら大変なことになりますから、そういうことがないように、ぜひと

も徹底をお願いしたいというふうに思います。

あともう一つ、この点については、お願い事項ということでとどめさせていただきます。

総務のほうで、公金等管理台帳による実地検査を行われ、そしてその実地検査の台帳で部長の捺印でその責任と実際の実施状況を確認していくということで改定されるという報告をいただきましたけれども、それは徹底して進めていかれることをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、内部監査事務局についてですけれども、内部監査事務局につきましては、公金等取扱適正化計画が総務のほうで実地していますので、それで先ほど、国の実施要領、これが重要事項として定められてくる。そのことによって、市の内部監査、要綱とか内規とか、そういうものが定められていくという報告がありましたけれども、ぜひ、今の段階で何をどういうふう to 実施しているのかということについては、これは今の担当者の記録ではなくて、公的なものとして、内部監査事務局として総務とリンクしながら、こういうことを実施していくということについては、ぜひ整理をして、そして今後、引き続き実施していくという体制をぜひともとっていただければというふうに思いますけれども、よろしくをお願いいたします。

この点については、監査事務局の方のご意見をお願いいたしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

ただいまご質問いただきました監査の内部監査ということでご指摘をいただいておりますけれども、監査委員事務局としての監査というものは、法律上、自治法上、できないこととなっておりますけれども、監査委員が実施する監査の事務を執行するということとなっておりますので、今後、現在も監査の資料を提出していただいた内部の計数の確認、あるいは資料のチェックということで便宜上、検査を実施いたしております。

今回実施いたしました決算審査におきましても、公金等管理台帳の提出を受けまして、確実に各担当課の検査がなされているかの確認をいたしたところでございます。

今後とも、そのような検査を、ことしにつきましては、10月におきます定期監査において実施する予定でございます。なお、この提出の書類につきましては、現在策定しております実施要領、監査ごとに策定しておるのは実施要領におきまして、きちんと提出書類の内部に定めているところでございますので、今後とも、このような形で実施をするということを周知させていただきながら、監査の事務的な部分での確認させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

事務的な確認事項についてが大切なことになると思いますので、それが定期的に年間サイクルの中でどういうふう to 実施していくのかということについては、これは引き継ぎ項目、書面としてやはり残していく、あるいは何らかの形での成文化が必要というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、合併特例債の項の話に移らせていただきますが、よろしいですか。

先ほど、合併特例債の起債総額について報告がありました。どのようなことが行われてきたの

かということについて、26年度までに千代田地区の整備、あるいは総額、総額については先ほど報告がありましたが、この合併特例債の起債に沿っているかどうかという点についてはわかりませんが、下稲吉小学校の整備1点、下稲吉中体育館耐震工事が2点、五輪堂橋改修が3点、新治橋の整備が4点、栗田橋整備が5点、志筑小移転整備が6点、小学校環境空調対象整備が7点、神立駅西口整備が8点、下稲吉浄水場への送配水管接合と霞ヶ浦浄水場からの送水の開始が9点、石岡地方斎場が10点、11点目に千代田庁舎増築、12点、やまゆり地域福祉センターが12点、13点目が中学校空調施設整備ということと把握していますけれども、ほぼよろしいでしょうか。確認をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

これまで合併特例債の活用する方法につきましては、それぞれ大規模的な事業、あるいはバランス的に両地区の中で新市建設計画に位置づけられた中での事業の推進をしているところでもございます。

また、今、議員ご指摘の中での、例えば地区別、あるいは共通での事業として捉えている部分、神立駅の整備事業とか、あるいは水道施設とかというのがありますので、おおむねの中でご報告は先ほどさせていただいたというふうに捉えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

霞ヶ浦地区においては、霞ヶ浦庁舎の建設、総合保育所の整備、3点、南中統合施設の整備、南小学校統合環境整備という形で進められています。この点については、10年間の中で合併特例債の起債事業として10年間の歩みがあるというふうに思います。途中、さまざまな形で修正も加えられてきているかというふうには思いますが、やはり執行部としては、総括が必要というふうに思いますので、この点についてはよろしくをお願いします。

そういう点に立って、跨線橋の話をさせていただきたいと思います。

当初、2005年、筆頭事業でありました霞ヶ浦地区と千代田地区を結ぶ幹線道路、跨線橋を含むの建設への取り組みについてということについては、大きな夢でありました。今、この事業については、協同病院のおおつ野地区への来年開業ということの間近に控えまして、道路環境については大きく変わってきていると思います。この道路の建設は、災害あるいは救命道路として死活の課題としてありますし、かすみがうら市がやはり動いていくということが必要というふうに思います。

現在、この土浦協同病院の開業を控えて、道路整備の中で跨線橋がどういうふうに位置づけられ、そして今、県を含めましてどのような取り組みがあるのか、そして今後の取り組みとして、どのような取り組みを予定しているのか、そういう点について説明をよろしくをお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど、合併特例債の事業の目的等についてはお答えをさせていただきました。また、今後の計画をされている合併特例債等を充当するような事業、あるいはその必要性、効果性は十分に勘案をしなければならないというふうに考えております。また、その中で将来発展を目標として、この合併特例債の活用というものも含めた形で考えていかなければならないというふうに思っております。

ただいま議員からご指摘のありました跨線橋計画、通告の中でもお答えをさせていただきましたが、平成27年度、位置づけをされている事業でもございません。跨線橋の計画につきましては、明日、第3日目に明確に質疑通告がされておりますので、その中で市長からお答えをさせていただくことということで、私の質問は差し控えさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

続きまして、今後の公民館活動、コミュニティ将来計画についての3番の項目に入らせていただきたいと思っております。

先ほど、暫定使用を含めまして、今後のあり方について検討していくというお話があったと思っております。ありがとうございます。

それで、地域住民からの行政への要望という意味では、今、公共施設のあり方に対する懇談会が3回ほど開催されていますが、その前に霞ヶ浦地区においても、公民館あるいは地域住民の方、あるいはスポーツ活動等、夜間使用の方からの要望が出され、まとめられてきていると思っておりますけれども、この内容について、大体、5点について要望が出ています。

1つは、学校統廃合後の学校体育館施設開放事業の取り扱いについて、まず継続して使用させていただきたいという項目が1つ大きな意見としてあります。

2番目に、平成28年4月までに市民の多様なスポーツレクリエーションニーズに対応できるように、体育施設の安全確保に向けた協議、調整を進められて、27年の中ごろには利用者に対応を説明できるようにお願いしたいという要望が出ていました。

3番目は、これは資料館絡みですけれども、出土遺物・民俗資料の収蔵庫、各学校保管資料の収蔵、展示物の確保について、これも意見として出されてきました。同時に、学校統廃合後に学校空き教室が使用できるように、これはどういうふうに将来を見据えて整理していくのかということについてお願いをしたい。

5点目に、新しい公民館活動のイメージとして、防災・防犯、保健、福祉、子育てなど、あらゆる世代が安心、安全に暮らしていくために、地域コミュニティの充実は必須項目であるので、この点についてよろしくお願いしたいということの要望が出ておりました。

この点については、やはり公共施設のあり方、今後のあり方に関する懇談会が開催されていますけれども、その前提となる内容というふうに思いますので、こういう点についての協議、議論を、やはりむしろ先行させて進めていくべきかというふうに思いますけれども、これは先ほどもそういう要望をさせていただきましたけれども、この点について、これは公室長、見解をよろしくお願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、総合計画と申しますか、市民コミュニティ、行政コミュニティという広い立場のほうから少し見解を述べさせていただきたいと思っております。

今ご指摘のとおり、行政区あるいはその地区公民館の活動につきましては、市民同士の交流、あるいは地域の環境の整備、防災防犯とさまざまな取り組みがされておりまして、生活には大変欠かせない状況であるという認識をしております。また、高齢化が進展し、あるいは少子化が進行していると。まして地方創生の中でも人口減少等がこれから進んでいくということもございまして、それぞれ市民の中には多くの悩み事、課題等があるということも踏まえてございます。

これらの課題、行政と地域、さらにはボランティアという形で市民協働のまちづくり、こういったものが取り組めるような総合計画の中でも大きな議論をしてみたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

続きまして、これは千代田地区の新しい公民館の形づくり準備委員会が開催されています。その中で、講師の方が長谷川先生ですか、茨城大の、が述べられていた2点ほど重要な内容がありました。

それは、1つは新しい公民館活動における、つくり上げていく上で、重要なことは公民館活動における分館活動、これによって決まってくるということが語られていました。分館活動というのは、霞ヶ浦地区におけば、地域公民館活動で、要望が出ている組織の存続している活動、そういうふうにあります。そういう点が指摘をされていました。

もう一つ、行政において市民活動部、あるいは担当課、係の創設が必要ですよと、公民館活動、地域コミュニティ活動の中における生涯学習課の活動について説明がありました。この公民館活動の今の時代の公民館活動の中では、福祉あるいは生涯学習課、部がまたがる場所があります。そういう意味では、そういう公民館、コミュニティ活動を統括する課が必要ですよと、あるいは係が必要ですよと、それは、5万人前後の市においては既に設置されています。お隣の土浦市は市民活動部、市民活動課という形で、これはウララに設置されて、そして運営がされていると。かすみがうら市においても、やはりそういう意味ではいい機会であるからということだと思えますけれども、千代田地区と霞ヶ浦地区に分かれて、合併も10年たっていますけれども、公民館あるいは社会福祉協議会については、片一方にはあって片方はないと。片方にはなくてもう一方にはあるというような状態にもなっていますので、そういうことを捉えて、やはりそろそろそういう時期が必要なんではないかという指摘もございました。

この点については、やはり市民活動課ですから、市長公室になりますか、よろしく願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

**○市長公室長（木村義雄君）**

先ほどと同様になります。が、総体的な中での総合的な見地からお答えをさせていただきたいと思っております。

きのう、宮嶋議員の質問の中での地方創生事業の採択という点について、お答えをさせていただきました。事業が採択されれば、例えば、その事業についてはどういうところで実施するのか、また目標値も設定をしなければなりません。目標値に近いだけの事業が進められたかということも進行管理の中で進めていくしかありませんので、今後の中で、機構改革等も含めた中で、そういう議論が今後させていただくということでご答弁にかえさせていただきます。

**○議長（藤井裕一君）**

3番 設楽健夫君。

**○3番（設楽健夫君）**

もう一つ、社会福祉協議会の活動計画の項について、これは3の④になると思っております。

ここで地域福祉活動と地域公民館活動の連携協力といいますか、この点についてちょっと質問させていただきたいと思っております。

先ほどもちょっと報告がありましたけれども、今、かすみがうら市における地域包括支援センターは、この4月から霞ヶ浦地区の保健センターからこの千代田の保健センターに移転をしました。霞ヶ浦地区におられる方が介護申請をしようとして、霞ヶ浦の庁舎に行きましたところ、こちらに来てくださいという案内があったということです。やはり翼のように真ん中が細い、くびれた地域の中で両方の、特に千代田地区の千代田中学校地域は既に高齢化が31%ですし、霞ヶ浦地区の北小学校については34%にもなっていますし、高齢者に対する対応というのはやはり35%、40%を想定、もうすぐしなければならぬ状況にもなっておりますので、連絡体制といいますか、そういうもの、あるいは委託業務といいますか、そういう体制をとっていく必要があると思うんです。

どういうことかということ、包括支援センターに電話をすれば、ケアマネジャーが市民の中で動けない人がいれば、お宅まで訪問をして、そして話をする体制はできていますというふうな体制にはなっています。ただ、霞ヶ浦地区には福祉課がありません。社会福祉協議会があります。そこで、取次業務をやはりきちんと看板なら看板を立てて取次業務を行います。で、包括支援センターに社会福祉協議会、あるいは福祉課の人が包括支援センターに連絡を入れる。包括支援センターは、それに対して対応していくというようなきめ細かなスピードある対応が必要になってきているというふうに思うんです。

その辺がちょっとおくらせていますので、その整備については、なぜ、こんな話をしているのかといいますと、福祉課の会議で実はこういう話をさせていただいた。しかし、社会福祉協議会は別組織でありますので、組織的なやっぱり連携業務というふうになった場合には調整が必要だと。これは、市での調整になるというふうに思いますけれども、双方でやはり連絡をとり合って、そして市民の高齢化対策に対処していくという体制が必要かというふうに思いますが、市長は、いかがでしょうか。

**○議長（藤井裕一君）**

市長 坪井 透君。



○市長（坪井 透君）

社会福祉協議会につきましては、ご案内のとおり、民間事業でありますけれども、そういった力とそれから市の力で一緒になって福祉事業を推進すると、そんなことでやっているところであります。

今ご指摘のありました連絡体系、協力、そういった態勢につきましても、十分に研究をして対応できるように、これからも少し進めていきたいと思っておりますので、またご指導、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

それで、その際、関連した質問というふうに自分は理解してはいますが、福祉協議会のケアマネジャーは介護認定が済んだ方に対する対応というふうに伺っています。包括支援センターについては、受ける、申請に対して審査をしていくということによろしいんですね。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのような体制でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

そのような状況にありますけれども、やはり地域的に相当な距離がある市でございますので、双方の連携が必要であると同時に、ケアマネジャーの数が今非常に少ないというふうな声をよく聞きます。これは、民間のケアマネジャーからもそういう話を聞きます。この点については、やはり高齢化対策ということで少し検討をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

議長、よろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

続けてやってください。

○3番（設楽健夫君）

ちょっと後先になりますけれども、公民館づくりの件についてもう一つだけ。ひとつよろしくお願ひしたいことがありますので、よろしくお願ひします。

五中地区の公民館、コミュニティ施設についてですけれども、土浦においては、中学校区単位において公民館がつくられています。五中地区は2つあります。上大津地区コミュニティセンターと神立コミュニティセンターというふうに分かれています。なぜ、そうなのかということについては、これはやはりご老人の人を含めて、移動距離を大体同心円5キロ前後とか、そういう形で設定しているという話も聞いています。そういう意味では、公民館活動を続けていくときに、やはり霞ヶ浦地区、千代田地区ともに、交通機関の整備も含めた足をどういうふうに確保してい

くのかということも含めた検討をぜひともお願いをしたいなというふうに思います。

この点についてよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

議員のご質問、公共交通の進め方というかあり方というふうな点で捉えたんですが、きのうもお答えをしたように、市内の交通空白地域をどのように捉えるかという点につきましては、今年度も策定業務に入っております。その中で、市内の活動拠点、行政拠点とか、そういったものを結ぶルートというものも含めた中で実は考えているところでもございますので、今ご指摘のあった部分につきましても、内容で検討させていただければというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

最後になります。

坪井市長のご答弁の中で、このアンバランスな状態が続いている統合小学校の件について、それで、千代田地区の統合委員会の招集についてお願いしたいというお願いをしたわけですが、これについての答弁をよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、千代田地区小学校の統合委員会の開催についてのご質問にお答えをいたします。

まず、統合計画の市の方針につきましては、各審議会から答申を踏まえまして、平成25年3月に小中学校適正規模化実施計画を策定をいたしまして、かすみがうら市の小学校7校と、千代田中学校小学校の4校を平成28年4月に統合するよう、適正規模化の推進を進めてきたところでございます。

霞ヶ浦地区につきましては、地域の合意を得ることができまして、予定どおり来春の統合を迎えようと準備をしているところでございます。

千代田地区の4校につきましては、統合校の位置につきまして合意が得られなかったことから、現在、統合委員会が一時休止となっておりますけれども、子どもたちが健やかに成長するためには適正な規模での教育が望ましいと考えておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えています。

また、統合委員会の開催につきましては、今後、保護者の皆さんや地域の皆さんと意見交換をし、聞き取りなどして、再開の時期を慎重に判断してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

入れかえをお願いします。

暫時休憩します。

10分間の休憩とします。

休 憩 午後 3時55分

---

再 開 午後 4時05分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成27年度第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、地方創生の基本方針に対する具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

地方創生関連施策の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が、6月30日閣議決定をされました。

基本方針の主な内容といたしまして、現状認識といたしまして、人口減少が続く、人口が東京に集中、地域経済で消費回復のおくれが指摘されております。

その上で、地方創生を深化されるポイントといたしまして、稼ぐ力、地域の総合力、民の知見を引き出すを骨子として代表的な政策例としては、1、仕事をつくる。地域の観光ブランド戦略の司令塔日本版DMOの設置促進。2、地方への人の流れをつくる。都市部の高齢者が地方移住するための拠点「日本版CCRC」の整備。3、結婚、出産、子育て。妊娠から子育てまで切れ間なく、相談支援を行う拠点の拡大。4、地域間の連携。商店などを集約した中心地域とその周辺を交通ネットワークでつなぐ小さな拠点の形成などが挙げられます。

さらに重要なことは、地域ごとに基盤となる産業があります。より多くの関係者から現地の声を吸い上げ、当市に適した政策がないか、チェックしなければなりません。

さらに、今回の方針の中で、子育て世代包括支援センターの設置を盛り込んでおります。

施策などに積極的に取り組む自治体を対象とした新型交付金が2016年度に創設されます。施策のノウハウを持つ専門家を外部から招くための費用にも使用できる内容となっております。

地方創生の主役は地域住民であります。住民の声を聞き、地に足の着いた施策を積み上げることが重要であります。

その観点から、①アンケートを通して政策的な提言や課題など現場の声をさらに吸い上げ、意見を集約し、基本方針を参考に当市に適した政策の策定について、②今後のスケジュールについてお伺いいたします。

次に、生活困窮者の相談状況と対応についてお伺いいたします。

4月から始まった支援制度で、生活相談に応じるワンストップ型の窓口の設置を義務づけられました。

窓口では、相談者の状況に合わせた支援プランの作成、専門の支援員が福祉事務所などとの連携の上で解決に向けた取り組みが進められております。

生活の土台となる住まいの支援も自治体に義務づけをされました。また、離職などで住居を失ったり、失う可能性がある人に対して、一定期間、家賃相当となる「住居確保給付金」を支給し、就職に向けた支援を行うようになっております。

一方、自治体の判断で行える支援メニューといたしましては、職業訓練などの就労支援やホームレス状態にある人などに一時的な住居や食料の提供、借金整理などの家計の相談、指導、生活困窮世帯の子どもの学習支援などを設け、国が費用の2分の1から3分の2を補助する内容となっております。

また、生活困窮者は複合的な問題を抱えているため、行政の横断的な対応が欠かせない状況にあります。

生活困窮者の自立支援について、生活保護に陥る手前のセーフティネットとして位置づけ、制度のはざままで苦しんでいる人を支えるために、これからさらに積極的に推進しなければなりません。

①相談件数及び自立が可能となった件数と対応状況について、②生活困窮者自立支援制度の周知徹底について、③支援のさらなる充実と今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、手話言語条例の制定についてお伺いいたします。

耳が不自由な人が暮らしやすい社会の実現を目指し、神戸市議会は神戸市みんなの手話言語条例を全会一致で可決し、4月から施行され、全国的に話題を呼んでおります。

条例は、前文と9つの条文で構成され、前文は市が目指す目標として手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、心と心が触れ合い、通じ合うまちを提示しております。

条文では、手話により情報を取得する機会の増加や手話通訳者確保を促す施策の計画的な推進が明記されております。また、学校教育の現場においては、手話への理解を促進するよう定められております。

さらに、毎年度、市長が手話に関する施策の状況を議会に報告することが義務づけられております。

また、定例会本会議のインターネット中継を手話通訳を導入し、さらに市立小学校全校に同条例の意義についての解説や、日常の挨拶などの簡単な手話の紹介を盛り込んだリーフレットも配布されております。

当市といたしまして、①必要性和認識について、②今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、メールで産前産後をケアするサービスについてお伺いをいたします。

茨城県内の11市町村が、8月1日から妊娠中の女性や乳幼児のいる家庭を対象に赤ちゃんの成長に合わせたアドバイスメールで届けるサービスを開始をいたしました。

出産や育児の不安を解消するとともに、相談相手のいない母親の孤立を防ぐ取り組みとなっております。

今回のサービスは、特定非営利活動法人「きずなメール・プロジェクト」が、小児科医や助産婦など複数の専門家の監修を経て制作をしている内容でございます。

同法人と協同で配信を始めたのは11市町村で、今回は、国の地域少子化対策交付金活用をした事業であります。常陸太田市を除く10市町村は県とも連携をしております。

対象は、妊婦と3歳未満の乳幼児を育てる保護者で、無料で登録ができる内容でございます。

メール内容は、妊娠中の場合、胎内の赤ちゃんの発育の様子や食事などの生活面でアドバイスをしております。

出産後は、世話の仕方や予防接種などの情報を提供する内容となっており、さらに各自治体の子育て支援に関するイベント情報なども同様に紹介するようになっております。

茨城県の11市町村が、1日から妊娠中の女性や乳幼児のいる家庭を対象に赤ちゃんの成長に合わせたアドバイスメールをメールで届けるサービスを開始しましたが、当市は導入する考えはあるのか、まず伺います。

2点目に、今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、高齢者に自転車事故へのステッカー作成配布についてお伺いいたします。

栃木市では、高齢者の自転車事故防止へ市独自の自転車ステッカーを作成をいたしました。ステッカーは、もみじマークと市のマスコットキャラクターが入ったデザインで、民生委員や高齢者ふれあい相談員などを通じて、市内在住の65歳以上の高齢者に配布をしております。安全確保のため、早急に作成していただきたいと願っております。

①必要性和認識について、②今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

#### ○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

#### ○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、地方創生の基本方針に対する具体的な取り組みにつきましては市長公室長から、2点目、生活困窮者の状況と対応についての1番、生活困窮者の相談件数及び自立が可能となった件数と対応について、2番、自立支援制度の周知徹底については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目、3番、「支援のさらなる充実と今後の取り組みについて」お答えをいたします。

本年4月1日から実施しております生活困窮者自立支援法による新たな制度としてあります生活困窮者を支援する事業を、市社会福祉協議会に業務委託して実施をしております。不安を抱えている方から相談を受け、自立に向け生活指導、就労指導により支援をしております。

生活困窮者の自立のためには就労が必要な要素であり、ハローワークの協力のもとに、職業紹介をしておりますが、現在、市社会福祉協議会におきましては、身近なところからの無料職業紹

介所の開設に向け、厚生労働省へ許可申請をしているところであります。

今後は、市内の企業や個人事業主の協力をいただくなど、求人開拓を行い、職業紹介することにより、就労支援の充実・強化が図られるものと考えております。

また、来年度、就労支援だけではなくて、家計再建のための家計相談事業や子どもに対する学習支援事業等の取り組みも必要と考えているところであり、平成28年度以降になりますが、事業実施に向けまして、現在、検討をさせているところでもありますので、制度の充実を図り自立した生活ができるよう、支援体制づくりに努めてまいりたいと思います。

次に3点目、手話言語条例の制定についての1番、必要性和認識についてのご質問にお答えいたします。

近年、障害者の権利条例や障害者差別解消法が制定されるなど、障害者に対する法整備がなされ、一部改正となった障害者基本法には「言語に手話が含まれる」ことが明記され、手話は聴覚障害者の方の意思疎通手段であると理解をいたしております。

本市におきましては、平成27年市議会第2回定例会において、手話を言語として普及すること等を目的とする手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願が採択されており、また、多くの自治体で同内容の請願が採択され、聴覚に障害を持った方たちの生活、教育、社会参加をする上で、手話を言語とする法整備等の環境整備が重要であると認識をいたしております。

ご質問の手話言語条例の制定につきましては、各自治体から手話言語法制定の請願書が国に提出されているところでもあり、法令等の整備につきましては、国の動向や県内自治体の状況を注視しながら、障害者が社会参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、2番、今後の取り組みについて及び4点目、産前産後のメールケアサービスについては保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目、高齢者の自転車事故防止ステッカーについての1番、必要性和認識についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者に対する交通事故防止対策につきましては、市といたしましても非常に重要であると考えております。

市内におけます各交通安全対策にかかわる団体の方々には、啓発活動やキャンペーンの実施など、交通事故防止活動にご尽力をいただいているところであり、このような熱心な活動に対しまして心から敬意を表する次第であります。

9月には、高齢者の交通事故防止強調運動と秋の全国交通安全運動が予定をされておまして、その中でも、「日ぐれ時 キラリと光る 反射材」をスローガンに、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本としております。

県の状況としましても、県警察本部交通部交通企画課で作成をいたしました、平成26年度高齢者の交通事故統計によりますと、県におけます交通事故死亡者は132名で、このうち、約45%の60名が、65歳以上の高齢者となっております。

また、自転車による交通死亡事故者数を見ましても、約78%が高齢者となっており、このようなことから、ご質問いただきました自転車用の高齢者ステッカーも含め、関係機関と協議をしながら有効な対策について検討してまいります。

次の5点目、2番、今後の取り組みにつきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます

す。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目、地方創生の基本方針と具体的な取り組みに関するスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

地方創生とは、全国の地方において直面をしている、人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、国・県・市町村が一体となり取り組むことで、人口減少に歯止めをかけることを目的としてございます。国では日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期的展望や、今後、目指すべき将来の方向を「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」として提示、あわせて今後5カ年の目標・施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

これらを勘案し、地方である県や市町村におきましては、各地域の将来展望を提示した地方人口ビジョン、そして政策の目標・施策を提示した地方版の総合戦略の策定を進めることとなっております。

人口ビジョン・総合戦略の策定に伴い、本市のこれまでの取り組みといたしましては、まず、若い世代の方を対象にアンケート調査、そして直接若い世代の方々のヒアリングの実施、市民から施策の提案募集を行ってございます。また、市役所内部におきましては、職員からの提案募集を行い、さらには専門部会を立ち上げながら、施策の検討を進めているところでもございます。

こうした市民の皆様方の意見や提案、職員による施策の検討案等については、産官学金労言という広い分野からの幅広い知見を持った方々で構成をいたします有識者会議委員の方々からのご意見をいただきながら、施策の精度を高めていくこととしております。現在、2回目の有識者会議を開催してございます。その中でも、事業の絞り込み等の作業を行っていただくという予定でもございます。

平成28年度以降につきましては、具体的に事業の実施ということになります。国の新型交付金につきましても、概算要求も決定してございます。先ほど、議員のほうからもお話がありましたように、こうした交付金の活用も十分に検討して事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員さんの2点目、1番、「相談件数及び自立が可能となった件数と対応状況について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の事業につきましては、社会福祉協議会へ委託をして実施してございます。

同協議会に相談窓口を開設し、相談に応じておりますが、相談を受けた後に市と社会福祉協議

会において支援方針を協議し支援をしているところでございます。

本年4月1日からの実施でございますが、平成27年8月末日現在の相談件数は42件で、そのうち自立となった件数は10件、10名という状況でございます。

生活困窮者から相談を受け、ハローワークに同行し職業相談を受けるなど、一人一人の生活状況や職業経験等を踏まえ、相談者に寄り添いながら就労による自立の支援や福祉関係機関の施策との複合的支援を行い、就労し自立した後も、定期的に状況確認を行い継続的な支援をしております。

相談を受けた自立以外の案件につきましては、現在、求職活動中のケース、生活保護の相談、地域ケア等の支援を行うことになったケース、また、自立はしているが生活が不安で相談のみであったケースがございます。

今後も引き続き、業務受託者である市社会福祉協議会と協議・検討を重ね、一人一人の状況に応じた支援プランを作成し、支援に努めてまいりたいと考えております。

次いで、2点目、2番の「生活困窮者自立支援制度の周知徹底について」のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の生活困窮者自立支援制度につきましては、本年4月からの新たな制度であり、市及び市福祉協議会がそれぞれの広報誌やホームページに掲載し、市民の方に周知を行い、あわせて市の関係各課や地域の相談者である民生委員、児童委員の定例会で制度説明をするなど周知を図ってきたところでございます。

また、現在、市の公共施設等に備え置きをする窓口用のパンフレットを作成しているところであり、一層、周知が図られるものと考えております。

今、この制度を必要としていない方も、雇用状況や社会情勢の変化、生活環境の変化により、生活に不安を抱える場合や生活困窮に陥る場合が考えられます。また、相談に来た方からは、広報誌を見て相談に来ましたとの話を聞いておりますので、今後も定期的に市の広報誌やホームページに掲載をし、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次いで、3点目、2番、手話言語条例につきましては2番の「今後の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

先ほど、市長からの答弁にありましたように、手話は聴覚障害者の方の意思疎通手段で、もともと身近で、既に普及されているものと承知をしております。

聴覚障害者を支援し、手話言語法制定を推進している全日本ろうあ連盟によると、手話言語条例が成立された都道府県は、神奈川県、群馬県、鳥取県の3県、また、名称はやや異なりますが、市町村としては、全国で13市、2町という状況でございます。茨城県や県内市町村においては、いまだ条例等は制定されてない状況となっております。

市といたしましては、聴覚に障害を持つ方たちが、生活の場で、また社会参加をする上で、当該条例が重要であることを理解してございます。

今後、国の法制整備や県内自治体等の状況を注視しながら、引き続き手話通訳者の派遣に取り組み、また市内の手話ボランティアサークルと連携し、障害者福祉施策に努め、あわせて条例制定について検討をしてまいりたいと思っております。

次いで、4点目のメールで産前産後をケアするサービスについての1番、市は導入する考えは



あるかについてをお答えをいたします。

ご質問の事業は、茨城県において、内閣府による「平成27年度地域少子化対策強化交付金」を活用し、結婚から育児まで切れ目のない支援を行うための構築に係る事業であります。茨城県が特定非営利活動法人「きずなメール・プロジェクト」と委託契約を結び、参加希望した11市町村と委託契約を結んだ会社が共同で、妊婦や乳幼児の保護者に対し、安心して出産や子育てができるよう母子保健・子育て支援に関するメール配信を7月1日から始めたものでございます。

当市としましては、今年度、内容は多少違いますが、「平成27年度地域少子化対策強化交付金」を活用し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の先駆者的な取り組みを構築し、地域における少子化対策の強化を図ることを目的として、ホームページへの子育て専用サイトから子育てアプリを構築し、スマートフォンを利用し乳幼児健診などの母子保健・子育て支援情報を得るシステムを構築することとしております。

次に、4点目、2番、「今後の取り組みについて」のご質問にお答えをします。

ただいまお答えをしました、スマートフォンを利用し乳幼児健診などの母子保健・子育て支援情報は今後も継続しながら実施してまいります。

また、「母子研究員」として市民を10名程度募集して脳科学研究を取り入れた子育てに関する研修等を受講していただき、知識を習得し、子育て支援に役立てるとともに、あわせて、「母子研究員」には乳幼児などの年齢に添った脳の発達などを盛り込んだ子育てガイドブックの作成にも関わることとしております。

平成28年度においては、「母子研究員」は、仮称でございますが、「市民子育て支援員」として、妊産婦訪問指導時に保健師などの専門職とともに家庭訪問に同行し、出産、育児に伴う知識の普及や不安解消などの助言を行うことを考えております。また、訪問時に子育てガイドブックの配布や子育てアプリの照会をしながら、安心して子どもを産み育てやすい環境整備など総合的な子育て支援に取り組んでいく必要があると考えております。さらに、市民子育て支援員を拡大することで、産後うつ対策や児童虐待防止も視野に入れながら、子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

#### ○総務部長（小松塚隆雄君）

中根議員のご質問、5番、高齢者に自転車事故防止へのステッカー作成配布についてのうち、2番、今後の取り組みについてお答えをいたします。

先ほど、市長の答弁にございました秋の全国交通安全運動の中で、重点の1つとして、夕暮れどきと夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止を位置づけまして、特に反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底を推進することとしております。

市では、これまでも65歳以上の高齢者の交通事故防止を重要な課題と認識し、交通関係機関・団体の方々と連携し、交通安全キャンペーンを実施してまいりました。交通安全キャンペーンでは、チラシや反射材の配布を行いまして、交通事故の防止に努めているところでございます。

また、本年度は、高齢者を交通事故から守る目的で、市老人クラブ連合会役員25名を、反射材着用推進リーダーとして委嘱したところでございます。反射材着用推進リーダーには、外出時に反射材用品を着用してもらい、自身の交通事故防止を図ることはもとより、他の高齢者への反射材用品の普及も図っていただくこととしております。

ご質問をいただきました、自転車用的高齢者ステッカーにつきましても、高齢者の交通事故防止に向けて、交通関係機関・団体の方々と連携して、さまざまな交通安全対策を推進していくとともに、関係機関と協議しながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきますが、非常に丁寧な1回目の答弁をしていただきましたので、私のほうからは簡潔に要望も含めて確認をしていきたいと思っております。

最初に、地方創生に対する具体的な取り組みについてなんですが、かすみがうら市のまち・ひと・しごと創生総合戦略本部専門部会の会議が今まで8回開催されていますし、戦略本部会議が6回開催されております。

そういう中で、やはり基本的方向性の施策というのが、ある程度骨子が示されておりますが、やはり重要なのは、この実現のためにどう取り組むか、また個別のきめ細かな施策が重要になってくると思っておりますので、絞り込みから新たに個別の具体的な施策の段階に入ってくると思っておりますので、その辺は委員も含めてきちんとした協議検討をお願いしたいと思っております。

次に、地方創生先行型の交付金の中で、地方版総合戦略に基づく事業などの内容のすぐれたものに対して、今回の上乗せ交付金がございますが、この事業を具体化していく中で、タイプ1と2がありまして、これは、タイプ1については8月31日まで、また、タイプ2については8月14日までに実施計画の提出期限となっておりますが、本市ではこういう具体化した事業を提出されたのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

ただいま中根議員のほうから地方創生先行型の上乗せ交付分ということでのご質問でございます。

8月末、本市におきましては、タイプ1という形で申請をさせていただいております。その1つといたしまして、今回、補正予算のほうにも2つの新規プロジェクト事業の予算計上をさせていただきました。

1つには子ども未来プロジェクト、もう一点はマドンナプロジェクトという中で、将来の子どもたちの教材等を作成しながら、ふるさと意識を持たせていくという概要のものでもございます。もう一点につきましては、マドンナプロジェクトということについては、同窓会、同郷会というような企画を考えてございます。定住化を図るということが1つ、それから婚活事業の1つとし

て考えてございます。もう一つは、Uターンの事業の中身は含めてございます。その3つの総合を含めましてマドンナプロジェクトということでもございます。いかに定住化を含めて、婚活をしながら人口減少に対応していくかという事業でもございます。

この2つについて、上乘せ交付分として申請をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ありがとうございました。

今回の国のほうの予算は約300億という大きい金額でございまして、ぜひとも今、タイプ1を申請されまして、10月末には確定の通知がこちらへ届くかと思えますけれども、やはり今回、地方創生の中でまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、政策の5原則がございましてけれども、1番目に自立性、2番目が将来性、3番目が地域性、4番目が直接性、5番目が結果重視ということですが、この5番目の結果重視が非常に私は大事な部分かなと思ひまして確認させていただきたいと思うんですが、やはり効果検証の仕組みを伴わないばらまき型の施策は、今回採用されない制度。明確なPDCAメカニズムのもとに短期・中期の具体的な数値目標を設定して、政策効果を客観的な指標により検証、必要な改善等を行うと。すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により、取り組み内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取り組み改善が容易に可能である必要があるという、こういう部分が、結果重視という部分も非常に大事になってまいりますので、その辺も踏まえてよく検討協議をお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、2番目に生活困窮者の相談状況を今ご報告ございましたけれども、私も個人として市民相談を開催しております。そういう中で月大体10件から15件、市民から個人相談がございまして。そういう中で、ことしも82件ほど超えていますかね、8月の中旬でしたから、たしか90件超えますね。そういう中で、市民から個人相談を私はしております。そういう中で、生活困窮者の相談が5月から8月までに11件、私に相談がございました。

今回の制度を紹介しましたが、ほとんどの人がやはり理解していなかった、知らなかったという状況でございました。それで、私は窓口が社会福祉協議会になっているということを最初から承知しておりましたので、紹介して、やはりそういう中で自立していった方もたくさんございまして、また、社会福祉協議会でも丁寧にハローワークまで紹介していただいて、一緒に行っていたという経過もあつたりして、生活保護に移行する前のセーフティネットとして、今回、本当にこの生活困窮者が安心して受けられる制度でございまして、これは周知徹底のほどを、またよろしくお願ひをしたいと思います。これは要望として申し上げます。

それから、3点目の手話言語条例については、これはやはりまだ茨城県内では制定されている市町がございませんので、非常にいろいろな課題があると思ひますけれども、私のほうから1点だけ要望というか、これは実現していただきたいことなんですが、やはり窓口において、手話のできる職員の育成、研修を実現していただき、いつでも対応できるような体制を整えていただき

たいと思うんですが、市長、こういう体制についてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

私ども、限られた人材の中でありますけれども、そういった必要性、これからふえてくると思っていますので、いろいろ調査研究をして検討していきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、窓口到手話のできる職員の育成等を含めて、やはりきめ細かなそういう市民サービスの向上に努めていただきたいと思えます。これは要望として申し上げておきます。

それから、4番目に、メールで産前産後をケアするサービスについてなんですけれども、やはり茨城県で11市町村が今回メール配信を同時に行いましたけれども、今回、かすみがうら市での事業においては、これからいろいろ計画し、内容を私も確認させていただきましたけれども、11市町村でやる内容よりも非常にきめ細かな内容であるということは、私は確認をいたしました。

だから、私は、やはり市、今回の交付金を使っての今回のメール配信でありますけれども、本当にかすみがうら市独自の内容でございまして、子ども家庭課を含めた中で非常にきめ細かな検討をされ協議されて、やはりつくり上げてきたものだ、私は本当にその努力に対して、敬意を表したいわけでございます。

そういう中で、ぜひとも、これは27年度の交付金措置だけありますので、これは継続的にさらにこれからも実施していくのかどうか、その辺の確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからご質問の件につきましては、情報の発信につきましては、継続的に今後も続いて実行してまいりたいと思えます。

またあと、本年度専門の知識を取得していただいた専門委員さんを10名ほど予定してございますが、その方たちにつきましては、平成28年度より地域のほうの現場のほうで、できれば活躍をしていただきたいというようなことで考えております。

また、そういうふうな支援員さんの必要性について、28年度以降の状況を見ながら、相談員さんの増員等も考えてまいりたいというようなことで考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、よろしく願いをいたします。

最後に、高齢者の自転車事故防止へのステッカー作成の配布についてですけれども、いろいろな方法で今、事故防止の対策を講じておりますが、そういう中で、私は市民相談の中で、こうい

う声が5人の方からございましたので、提案をさせていただいたわけでありますけれども、やはり運転している立場から見た場合に、反射板も含めた、こういう今回のステッカーも反射板形式で作成するときにはお願いしたいと思うんですが、運転者から見た場合には、反射だけではなくして、高齢者のだということ事前にキャッチできるというメリットがあるわけです。特に、薄暗くなる、暗くなる寸前というのが一番事故が多い時間帯でございますし、高齢者の方が運転しているもみじマークを見ても、距離を置いたり、また自転車で高齢者の方を見かけた場合には、距離を置いたりとか、そういう注意をしながら通行いたしますけれども、そういう観点から、ぜひともこういう注意喚起を促すためにも、私は大事なことはないかと思っておりますので、そんなに予算が伴うものではございませんので、栃木市に伺いましたらば、非常に喜ばれておりますし、自己啓発に大きく貢献しているという話も伺っておりますので、どうかそういう観点から、このステッカー作成配布についても協議をしていただいて、高齢者の安心、安全、市長も安心、安全が政治信条にしていると思っておりますので、どうかそういう観点からぜひとも実現していただきたく要望として申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月4日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時51分